

練馬区子ども・子育て支援事業計画

平成 27 (2015) 年度～ 31 (2019) 年度



平成 27 (2015) 年 3 月

練 馬 区

練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

今回策定した計画は、「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」を上位計画とする、子ども分野の個別計画です。

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育て相談へのニーズは高まる一方です。また、ライフスタイルや働き方の多様化に伴い、保育所や学童クラブの需要の拡大など、子ども・子育て支援サービスの質と量のさらなる充実が必要になっています。

みどりの風吹くまちビジョンに掲げた「子どもの成長と子育ての総合的な支援」を実現するため、「子どもと子育て家庭の支援の充実」「子どもの教育・保育の充実」「子どもの成長環境の充実」に取り組みます。

妊娠期から学齢期に至る切れ目のない子育て支援サービスを拡充することにより、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を実現してまいります。

平成 27 年 3 月

練馬区長 前川 耀男

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の目的	1
2	計画策定の背景	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3
5	基本目標	3

第2章 取組の視点と方向性

1	区の子ども・子育ての現状	4
2	区の子ども・子育ての主な課題	5
3	取組の視点と方向性	6

第3章 計画の推進

1	計画の構成	8
2	施策の内容	8
	【妊娠・出産期～】「1 子どもと子育て家庭の支援の充実」	10
	【乳児期～幼児期】「2 子どもの教育・保育の充実」	15
	【小学生～中高生】「3 子どもの成長環境の充実」	19
3	推進体制	23
4	成果指標	24

第4章 子ども・子育て支援事業計画（法定事業の年度別需給計画）

1	子ども・子育て支援法の法定事業	25
2	法定事業の年度別需給計画	27
3	教育・保育提供区域の設定	31
4	教育・保育提供区域ごとの法定事業の年度別需給計画	33

参考 巻末資料

1	計画の策定経過	40
2	次世代育成支援行動計画の評価	42
3	練馬区の現状	45
4	ニーズ調査から見られる現状	53
5	その他の参考資料	60

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

「みどりの風吹くまちビジョン¹～新しい成熟都市・練馬をめざして～」に基づいて、区の子ども・子育て支援施策の方向および区民のニーズを踏まえた具体的な事業計画を明らかにするため、「練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画策定の背景

わが国では、出生率の低下などにより少子化が確実に進行しています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての不安感や負担感、孤立感を抱える保護者は少なくありません。近年では、保育所への入所希望者の増加に伴って待機児童が急増しており、保育所の待機児童解消に向けた取組が進められていますが、その解消にはまだ至っていないなど、子ども・子育て支援サービスの質・量両面の充実が必要になっています。

こうした子ども・子育てをめぐる課題に対応するために、国では新たな子育て支援の仕組みが検討され、平成24年8月に子ども・子育て関連三法²が成立したことを受けて、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格的に実施されます。

区は、これまでも子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできましたが、この度、区の将来を見据えた施策の方向性を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」を策定し、子どもの成長と子育ての総合的な支援をさらに進める方向性を示しました。ビジョンに掲げた目標を達成するために、区では「練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援新制度の実施に合わせて、子育て支援策の充実に取り組んでいきます。

¹ みどりの風吹くまちビジョン…今後の区政運営の方向性を明らかにするための構想・戦略計画。

² 子ども・子育て関連三法…子ども・子育て支援法、認定こども園法、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の3つの法律の総称。

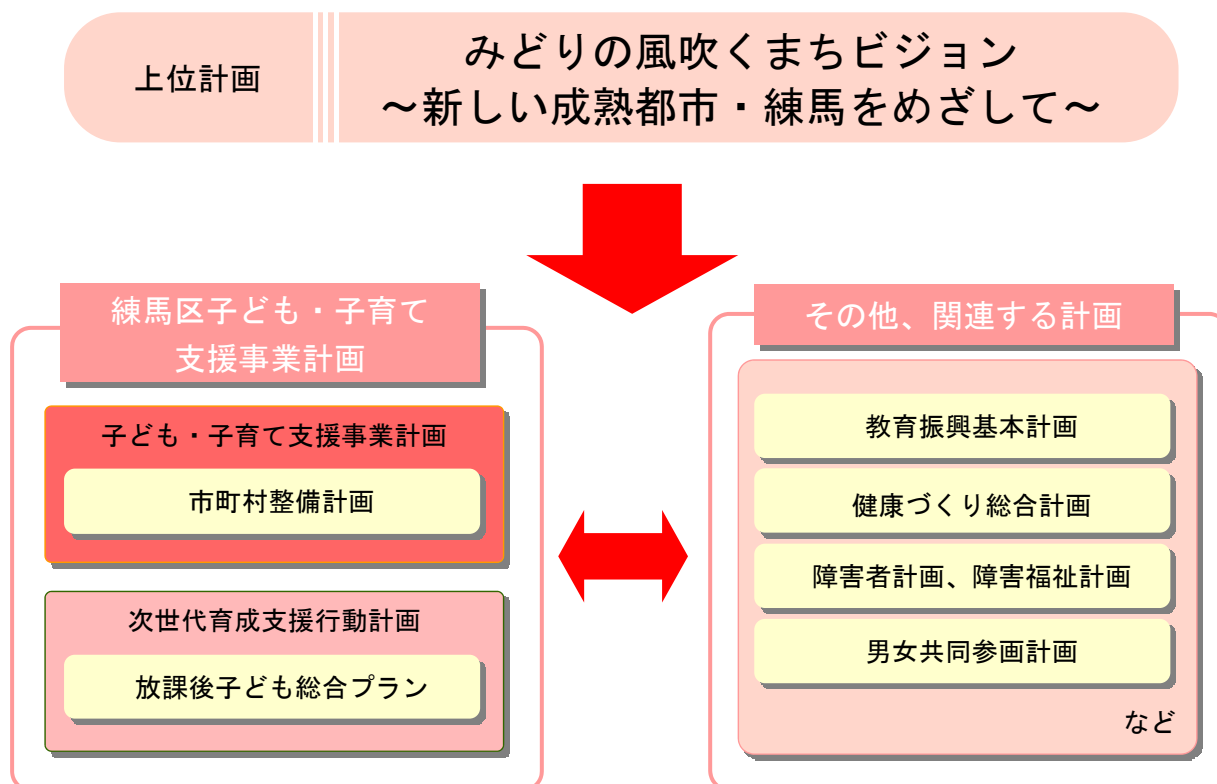
3 計画の位置づけ

本計画は、「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」を上位計画とし、この実現に向けた子ども・子育て支援施策をまとめた個別計画です。

本計画は、以下の法令等に基づく計画としても併せて位置づけるとともに、区の他の個別計画とも整合を図って策定します。

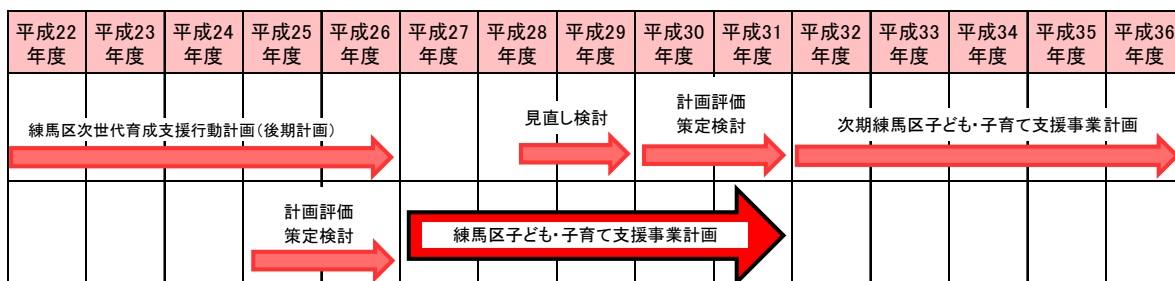
- (1) 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- (2) 児童福祉法に基づく市町村整備計画
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- (4) 放課後子ども総合プラン

【 計画の位置づけ 】



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、区市町村は平成 27 年度から5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。本計画もこの法の規定に合わせて、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。



5 基本目標

「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」で示された区の基本的な施策の方向性に基づき、本計画ではつぎの基本目標を設定します。

<基本目標>

安心して子どもを産み育てられ、
子どもたちが健やかに成長できる
環境を整えます

第2章 取組の視点と方向性

基本目標を達成するために、区の現状と課題から、今後の区の子ども・子育て支援の取組の方向性を定めます。

1 区の子ども・子育ての現状

(1) 人口、就労状況

児童人口

- 就学前児童人口は、減少傾向は見られるものの、ほぼ横ばいで推移しています。
- 将来、就学前児童人口は減少していくことが見込まれています。
- 小学生の人口は、ゆるやかですが、減少傾向にあります。

世帯の就労状況と就労意向

- 未婚と既婚の女性の労働力率の差について考えると、本来の女性の就労意向は現状よりもあり、共働きや女性の社会進出等の潜在ニーズが高いことがうかがえます。
- ニーズ調査の世帯の就労状況に基づいて算出した家庭類型³を見ると、就学前、小学校低学年、小学校高学年のそれぞれで現在、潜在ともに家庭類型の分布度合が異なり、就労形態の多様化がうかがえます。

(2) サービスの利用状況

教育・保育サービス等の利用状況

- 保育サービスの需要は増加しています。増加する需要に対応するため、平成22年度から25年度までの間、保育所等の整備を進め、定員を2,578人増やしましたが、平成26年4月現在の待機児童は487人となっています。
- 小学生の人口の減少傾向が見られる中でも、学童クラブの需要は増加しており、待機児童が発生しています。平成26年4月現在の学童クラブの待機児童は174人となっています。
- 子ども家庭支援センターにおける相談内容の内訳を見ると、育児しつけに関する相談件数は著しく増加しており、虐待に関する相談件数も増加傾向にあります。

³ 家庭類型…保育所などのニーズ量を把握するため、国の手引きに基づき、子どもの父母の就労状況等により、子育て家庭を8種類の類型に区分しました。この類型化した区分を「家庭類型」といい、「現在家庭類型」と、母親の将来の就労意向を反映させた“潜在家庭類型”があります。

3 取組の視点と方向性

区の現状と課題を踏まえ、区では子どもの発達段階と生育環境に着目して、「子どもと子育て家庭の支援の充実」「子どもの教育・保育⁴の充実」「子どもの成長環境の充実」の3つを取組の視点とし、以下のとおり取組の方向性を定めます。

【妊娠・出産期～】

取組の視点 1

子どもと子育て家庭の支援の充実

【乳児期～幼児期】

取組の視点 2

子どもの教育・保育の充実

【小学生～中高生】

取組の視点 3

子どもの成長環境の充実

取組の方向性

- ① 就学前児童家庭においては、保育所、幼稚園、家庭での保育などの複数の育て方から、各家庭がライフスタイルに合ったものを選択できるようにするなど、サービスの質・量の両面を充実させます。
- ② 支援については、保護者とともに子どもの視点に立って取り組みます。また、民間事業者など多様な主体の参入を促し、サービスの質を向上させます。
- ③ 幼稚園や保育施設に通う子どもだけでなく、在宅子育て家庭の子どもを含めた、すべての子どもを対象にした総合的な子育て支援に取り組みます。また、障害者計画などに基づいて障害児への支援を行います。
- ④ 子育てに関する相談支援体制や情報提供体制の充実、子育て家庭の交流を目的とした子育てのひろばの拡充など、子育ての不安感や負担感を軽減させる支援を充実し、子育てに喜びや生きがいを感じられるようにします。

⁴ 教育・保育…子ども・子育て支援法に定義されているとおり、「教育」とは満3歳以上の小学校就学前の子どもに対して教育基本法で規定する法律に定める学校（主に幼稚園）において行われる教育、「保育」とは児童福祉法に規定する保育（認可保育所など）を指します。なお、幼稚園で目指す教育と保育所で目指す保育の実質的な中身は、教育要領や保育指針で決められているものであり、ほぼ同じとなっています。

- ⑤ 地域住民や地域団体などによる、地域全体での子育て支援を進めることで、子育て家庭の孤立化防止や子どもの安全を確保するなど、保護者や子どもが地域の中で生き生きと暮らせる環境を整備します。
- ⑥ 区民や多様な地域団体の力をこれまで以上に活かすことにより、身近できめ細やかな支援を可能にし、地域包括型の子育て支援を目指します。

「“子育てしやすいまち”って、何だろう？」

～子ども・子育て会議公募委員のつばやき～

子どもを産むまで、「子育てのしやすさ」で練馬を眺めたことなんて、ありませんでした。保育園や学童クラブ、子育てのひろばなど、施設の量的な充実は前提条件です。保育士などの質の向上も、もちろん大切です。

でも母親として、「練馬で子育てをされていてよかった」と実感するのは…、道ですれ違ったおばあちゃんが「かわいいわねえ」と笑いかけてくれる時。夜泣きの激しい時期にお隣さんが優しく接してくれる時。困った時に助け合える友達が地域にできた時。わが子の成長を喜んでくれる先生と出会えた時。結局は、“人”に行きつくのではないのでしょうか。

「地域の温かい目」は、子育てしやすいまちづくりには欠かせないと思います。

全国的に事件や事故のニュースも多く、他人を信じにくくなっている世の中で、「赤ちゃんや子ども」を温かく見守る目は、少なくなってきた感じがします。人に迷惑をかけないようにと、肩身の狭い思いをして子育てを頑張る母親もとても多いと思います。

そんな母親たちにとって、「赤ちゃんかわいいね」の言葉や温かいまなざしは、とてもありがたいものです。しかし、残念ながら現状では、「子ども＝うるさい、迷惑」と思う方もいるのではないのでしょうか。

一人ひとりの意識を変えることは容易ではありませんが、一人ひとりが、少しずつ、まわりに優しくする。少しずつ、練馬の子育てに関心を持つ。そのちょっとずつの心がけが、子育てに限らず、暮らしやすいまちづくりにつながるのかもしれない。

私たちが求めるものは、年々多様にそして柔軟になってきています。区には、量や質の確保とともに、そういう数で計れない部分への支援もぜひ考えてもらいたいと思います。

練馬区が、全国の先駆けとなるような取組を期待します。



(2) 施策と主な取組一覧

事業名	事業名
【妊娠・出産期～】	【乳児期～幼児期】
1 子どもと子育て家庭の支援の充実	2 子どもの教育・保育の充実
重点取組	重点取組
家庭での子育てを応援	「練馬こども園」の創設
重点取組に含まれる法定事業	重点取組に含まれる法定事業
利用者支援事業（★）	幼稚園預かり保育（★）
地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）（★）	教育・保育施設の定員拡大（★）
一時預かり事業（★）	延長保育事業（★）
その他の主な取組	病児・病後児保育事業（★）
子ども家庭支援センターの機能強化	その他の主な取組
育児支援ヘルパー事業	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（★）
民間子育て支援団体の育成	幼保小連携推進事業
民間子育て支援団体のネットワークづくり	幼稚園における障害児保育
児童館を核とするネットワークの構築	保育園における障害児保育
子育て学習講座	【小学生～中学生】
父親の育児参加の推進（ねりまイクメン講座の拡充）	3 子どもの成長環境の充実
妊婦健康診査（★）	重点取組
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（★）	すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり
乳幼児健診	重点取組に含まれる法定事業
養育支援訪問事業（児童虐待防止対策事業）（★）	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（★）
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（★）	その他の主な取組
ひとり親家庭の子育ての支援	中高生の居場所づくり事業
子育て短期支援事業（ショートステイ）（★）	児童館事業
子ども発達支援センター	ねりま遊遊スクール事業
経済的な支援	青少年館各種講座事業
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	青少年リーダー養成事業
	青少年育成地区委員会事業
	学校の安全・安心対策の充実
	情報教育推進事業
	教育相談の充実
	特別支援学級の設置
	放課後等デイサービス事業
	学童クラブにおける障害児保育

★…子ども・子育て支援法に規定された法定事業であることを表しています。

この印が付いている事業については、第4章に量の見込みと確保方策を記載して年度別の需給計画を明らかにしています。

<参考>

施策の内容の見方

施策の名称となる取組の視点を記載しています。

その施策で取り組む内容を記載しています。取組は、重点取組とその他の主な取組に分類して掲載しています。

法定事業については、その事業の計画期間終了時点の目標値を記載し、第4章に掲載している年度別の需給計画の該当ページを併せて記載しています。

【妊娠・出産期～】

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

重点取組（リーディングプロジェクト）

家庭での子育てを応援

< 5 年 後 の 目 標 >

安心して子育てができる環境の整備

- 1 子ども家庭支援センターに「すくすくアドバイザー」を配置
- 2 保護者のニーズに対応した妊娠期からの切れ目のない子育て支援サービスを充実

5 か 年 の 取 組

1 相談支援体制の整備

「育児に関してもっと情報がほしい」「子育てサービスの窓口や手続きがわからない」といったときに、何でも相談できる総合窓口を身近なところに設置するなど、妊娠期からの切れ目のない相談や情報提供を充実し、一人ひとりに合った子育てを応援します。

- (1) 子ども家庭支援センター（練馬駅北分室、光が丘、大泉、関）と区役所内に「すくすくアドバイザー」を配置し、子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、必要に応じて関係機関へ橋渡しを行います。（★）

平成 26 年 4 月時点の実績（実施か所数）	31 年度末の目標値
—	5 か所

※28ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：利用者支援事業〕

- (2) 子育て情報をとりまとめた情報誌や子育て応援サイト（「ねりまエンゼルナビ」など）、子育てサポートメールなどを活用して、幅広く情報を提供します。
- (3) 保健相談所と連携して、働く母親・父親が利用しやすいよう土曜日や夜間の時間帯に、母子保健と子育てに関する講演・講座を子ども家庭支援センターで実施します。
- (4) 産後に家族等の支援がなく、体調や育児不安のある方が安心して育児ができるようにするために、助産師がいる施設で心身のケアや育児方法を学ぶ、産後ケア事業を開始します。
- (5) 父親の子育て支援団体と協働し、保健相談所での育児教室などで「父親が育児参加」することで母親の精神的負担が軽減されることや、子どもとの遊び方などを伝え、父親の育児参加を応援します。

2 多様な子育て支援サービスの充実

保護者の多様なニーズに対応したサービスを提供するため、身近なところで、親子が気軽に交流できる場や、一時的に子どもを預けられるサービスを拡充します。

(1) 親子で交流できる場の拡充

- ① 光が丘子ども家庭支援センターに分室を新たに開設し、0～3歳の乳幼児と保護者のための遊びと交流の場「子育てのひろば⁵」(★)を通年で実施します。
- ② 子ども家庭支援センターの「子育てのひろば」の開始時間を早め、午前9時(従前は10時)からとします。
- ③ 民設子育てのひろばなど、地域に根ざした子育て支援の充実を図ります。
- ④ 公園などで、0～3歳の子どもと親同士が楽しく過ごす外遊び事業「おひさまぴよぴよ」を区内4か所で開始します。

平成 26 年 4 月時点の実績 (実施か所数)	31 年度末の目標値
20 か所	27 か所

※28ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：地域子育て支援拠点事業(子育てのひろば)〕

(2) 多様な一時預かりの充実(★)

- ① 子ども家庭支援センターでの「乳幼児一時預かり事業⁶」では、実施日の拡大や定員増を図ることにより、受入人数を年間延べ約2万5千人から3万5千人へと1万人増員します。
- ② 区民ボランティアである「援助会員」が子どもの一時預かりを行う「ファミリーサポート事業⁷」では、これまで預かる場所は援助会員、保護者どちらかの自宅でしたが、新たに、独立した預かり場所として「ファミサポホーム」を区内4か所に開設し、より利用しやすくします。

平成 26 年 4 月の定員	31 年度末の目標値
79,875 人日	123,002 人日

※28ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：一時預かり事業〕

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

就学前および学齢期の障害のある子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健等の関係機関が連携して支援に取り組みます。

⁵ 子育てのひろば…0歳から3歳の乳幼児とその保護者の方を対象とした、親子で自由に来所できる施設で、親子で楽しく遊んだり、保護者同士の交流の場として開放しています。

⁶ 乳幼児一時預かり事業…保護者がリフレッシュしたいときなど、理由を問わずお子さんをお預かりします。

⁷ ファミリーサポート事業…保護者が仕事や外出などでお子さんを預かってほしいときに、援助会員が有償でお預かりします。

その他の主な取組

①子ども家庭支援センターの機能強化

子どもと家庭の総合相談に応じ、子育てに関する情報提供や地域の子育て支援団体の育成、各種子育て支援事業を行う子ども家庭支援センターの機能強化を行います。

②育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良などで家事援助を必要とする方に、ホームヘルパーを派遣します。妊娠期から出産後6か月以内の方が利用できます。

③民間子育て支援団体の育成

子どもと家庭を地域で支える仕組みを作るため、子ども家庭支援センターを中心に、NPO等子育て支援団体の支援や提携強化等の取組を進め、地域の子育て支援団体を育成します。

④民間子育て支援団体のネットワークづくり

NPO等子育て支援団体の情報の集中拠点として、子ども家庭支援センターを位置づけ、子育て支援団体などのネットワークづくりを支援します。

⑤児童館を核とするネットワークの構築

児童館において、地域懇談会の開催や地域の情報の掲示等を行い、子育て支援ネットワークの構築により、地域における子どもの健全育成に取り組みます。

⑥子育て学習講座

子育て、家庭教育および子どもの教育に関する学習活動の場と機会を広く区民に提供し、家庭および地域の教育力を高めるために、子育て学習講座を実施します。講座は、企画・運営する団体を公募し、委託により実施します。講座内容を充実させ、講座数を増やします。

⑦父親の育児参加の推進（ねりまイクメン講座の拡充）

父親が育児や家事に積極的に関わることができるよう、父親自身が育児や家事について学ぶ機会を提供します。また、子どもとの交流や父親同士の交流の機会を提供します。講座は、企画・運営する団体を公募し、委託により実施します。

⑧妊婦健康診査（★）

妊婦の健康診査費を一部公費負担し、経済的負担を軽減することで、妊婦健康診査を受けやすくし、安心して妊娠、出産ができる体制を整えます。

※30ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：妊婦健康診査〕

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（★）

子どもが産まれたすべての家庭を助産師、保健師が訪問します。育児や産後の心と体の悩みや不安などについて相談できます。また、子どもの健康状態の確認や子育て支援に関するサービスの紹介などを行います。

※29ページに年度別の計画を記載〔項目名：乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）・養育支援訪問事業〕

⑩乳幼児健診

各年齢（4か月児、1歳6か月児、3歳児等）の発達段階における健康診査や歯科健康診査および保護者に対する適切な保健指導を行うことで、乳幼児の健全な育成を支援します。

⑪養育支援訪問事業（児童虐待防止対策事業）（★）

児童福祉法に基づく地域協議会（練馬区要保護児童対策地域協議会）において支援が必要と判断された家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することにより養育状況の改善を図ります。

※養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問を経て、支援が必要な世帯に対しての訪問を実施するものであり、結果として対象人数についても乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みに含まれることになることから、単独での年度別計画は設定しません。

⑫子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（★）

要保護児童等⁸への適切な保護および支援を行うため、練馬区要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組みます。地域協議会の運営においては、子ども家庭支援センターが中核となり、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察など地域の関係機関、区民の幅広い協力体制を構築し、児童虐待防止対策を実施します。

※子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、養育支援訪問を経て、支援について関係機関と協議するものであり、結果として対象人数についても乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みに含まれることになることから、単独での年度別計画は設定しません。

⑬ひとり親家庭の子育ての支援

ひとり親家庭等医療費の助成、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業等の実施により、ひとり親家庭の子育てを支援します。

⁸ 要保護児童等…保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童（要保護児童）と保護者に養育させることが適当ではないと認められる児童とその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を指します。

⑭子育て短期支援事業（ショートステイ）（★）

保護者が出産、入院などで自ら子どもの養育ができない場合に、0歳から18歳未満の子どもを施設で短期間一時保育します。

平成26年4月の定員	31年度末の目標値
3,120人日	3,120人日（現状維持）

※28ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：子育て短期支援事業（ショートステイ）〕

⑮こども発達支援センター⁹

発達に心配のある18歳までの子どもを対象に医師、心理士などの専門の職員が発達相談や医療相談を行い、必要に応じて適切な支援につなげます。

⑯経済的な支援

児童手当の支給、就学援助費の支給、子ども医療費の助成、第3子誕生祝金の支給などを行うことにより、経済的な支援を行います。

⑰ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進について、講座の実施や広報紙等で啓発、情報提供を行います。また、「練馬区男女共同参画計画」に基づいて施策を推進します。



⁹ こども発達支援センター…児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、発達に心配のある子どもの相談および通所訓練等を行う施設です。心身障害者福祉センターで実施していた子どもに関する事業を移管し、平成25年1月、光が丘に開設しました。

【乳児期～幼児期】

2 子どもの教育・保育の充実

重点取組（リーディングプロジェクト）

「練馬こども園」の創設

< 5 年後の目標 >

「練馬こども園」の創設により、多様なニーズに応じて教育・保育サービスを選択できる社会の実現

5 か 年 の 取 組

1 「練馬こども園」の創設

区では、これまで以上に教育と保育を充実させ、子どもの教育や保育について保護者の選択の幅が広がるよう、新たな幼保一元化施設「練馬こども園」を創設します。

まず、3歳からは預かり保育¹⁰のある幼稚園に通わせたいという保護者のニーズが高いことから、私立幼稚園と協力しながら、この5か年で、つぎの3点の取組を行う幼稚園を「練馬こども園」として認定し、その数を増やすことで保護者の多様なニーズに応えていきます。

将来的には保育所についても「練馬こども園」として認定し、練馬区ならではの幼保一元化を目指します。保育所の「練馬こども園」の認定条件等については、保育所と協議を行います。

（1）私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大（★）

現在、長時間（11時間）の預かり保育を実施している私立幼稚園は、全40園のうち、認定こども園を含め9園にとどまっています。

そこで、預かり保育の仕組みを、通年で11時間保育を実施する「強化型」、利用者の実態に合わせて保育実施日を減らせる「標準型」の二種類設定し、幼稚園の負担を軽減することで、預かり保育に取り組む私立幼稚園を大きく増やします。

平成 26 年 4 月の定員	31 年度末の目標値
182,560 人日	302,560 人日

※27ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：幼稚園預かり保育〕

¹⁰ 預かり保育…保護者が就労や病気などにより保育に欠ける在園児を、幼稚園教育時間の前後や夏休みなどに同じ幼稚園の中で保育をします。

(2) 私立幼稚園と認証保育所等との提携

主に2歳児までを対象とする認証保育所や小規模保育事業者などの利用者からは、3歳からの預け先確保が問題となる、いわゆる「3歳の壁」に対する不安の声があがっています。

そこで、認証保育所などと私立幼稚園の間で、卒園児受け入れに関する提携を行い、小学校入学まで切れ目なく教育・保育が受けられる仕組みを整備します。

(3) 幼稚園と保育所における教育・保育の質のさらなる向上

幼稚園と保育所の間で、職員交流や合同研修などを積極的に実施し、それぞれの施設が有する幼児教育や乳幼児保育・障害児保育などのノウハウを共有し、お互いが高め合うことで、教育と保育の一層の充実を図ります。

2 保育サービス等の拡充（★）

待機児童の解消に向けて、認可保育所や地域型保育事業などの拡充に引き続き取り組みます。

(1) 保育所等の拡充

①教育・保育施設の定員拡大（★）

私立認可保育所や地域型保育事業等の誘致を進め、保育施設の定員を拡大します。また、保護者が多様な選択肢の中から希望する教育・保育サービスを受けられるよう、既存の施設を最大限に活用するなど、必要な施設を整備します。

平成 26 年 4 月の定員	31 年度末の目標値
定期的な教育・保育施設等の定員 23,480 人	26,513 人

※27・28ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：1号認定（3～5歳）、2号認定（3～5歳）、3号認定（0歳）、3号認定（1・2歳）〕

(2) 多様な保育サービスの充実

①延長保育事業（★）

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に子どもを保育する延長保育事業の実施園を増やし、定員を拡大します。

平成 26 年 4 月の定員	31 年度末の目標値
4,824 人	8,020 人

※29ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：延長保育事業〕

②病児・病後児保育事業（★）

病気の回復期等で集団保育が困難な期間に、一時的に子どもを保育する病児・病後児保育事業について、新たな施設の開設や既存施設の定員の拡大を行います。

【病後児保育】

病後児保育は、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間に、一時的に子どもを保育する事業です。

【病児保育】

病児保育では、上記に加えて、病気の回復期には至らないが、急変の恐れがない子どもについても一時的に保育します。

平成 26 年 4 月の定員	31 年度末の目標値
6,760 人日	14,300 人日

※29ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：病児・病後児保育事業〕

子ども・子育て支援で大事な視点

～子ども・子育て会議公募委員のつづやき～

同じ1ドルでも、幼児期の教育や保育に投資した方が、大人への教育に対する投資よりもリターンが大きい。これは、ノーベル経済学賞受賞者のジェームズ・ヘックマン（※1）が、ペリー就学前教育（※2）の追跡調査の研究を通じて、就学前の子どもに対する教育や保育の費用対効果を定量的に算出して得た結果です。

就学前の子どもに対する教育や保育に高い投資収益率があるというこの研究成果を踏まえ、OECD（経済協力開発機構）は、平成22年6月に発表したレポートで、幼児期の子どもに対する支出は、「将来の社会への投資」と捉えることが重要、との問題提起をしました。

このように、子ども・子育て分野への投資は、子ども自身とその家庭だけではなく、社会全体に好循環をもたらすものと言えます。前述のOECDのレポートでも、そのことを踏まえて、「子どものニーズ・健全な成長」を政策目的の中心にした包括的な子ども政策の必要性が強調されています。一方、私たちの周辺では、子どもの声への苦情が訴訟問題になり、それに対して、子どもの声は騒音ではないとする条例改正を検討といった記事を目にするのが現状。

子どものために、子どもの視点に立って。

無限の可能性を秘めた子どもが、豊かな未来を拓く大人に育つことができるよう、社会全体で子どもを育てる。

そんな練馬区にとの思いを強くしている今日この頃です。

（※1）ジェームズ・ヘックマン

アメリカの経済学者。2000年ノーベル経済学賞を共同受賞。

（※2）ペリー就学前教育

経済的に恵まれない3歳から4歳の子どもを対象にして就学前教育を行うというアメリカで1960年代に開始された実験。実験後に、教育を受けた子どもたちと教育を受けていない子どもたちとの間で、その後の経済状況や生活の質等にどのような差が出るかの追跡調査が約40年間にわたって行われた。追跡調査の結果では、前者は後者に比べて社会人になってからの平均収入が高く、逮捕者の比率も低いことが明らかになっている。

その他の主な取組

①多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（★）

保護者に選択できる多様な保育サービスを提供するため、多様な事業者の参入を促進します。このため、新規開設保育所や認可外保育施設を対象に、区立保育所園長経験者等による巡回支援を実施します。

また事業の開始前および開始後における相談、助言、連携先の紹介、連携施設に代わる巡回支援、保育士人材確保事業、研修等を行います。

平成 26 年 4 月時点の実績（巡回支援員人数）	31 年度末の目標値
6 人	6 人（現状維持）

※30ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業〕

②幼保小連携推進事業

幼稚園・保育所と小学校との連携を強化し、それぞれの機関における教育・保育の充実と、子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行います。

練馬区幼保小連携推進協議会の協議を踏まえて研修等を実施し、職員間の連携・交流を充実させるとともに、保護者向けリーフレットの作成・配布等の新たな取組を検討・実施します。

③幼稚園における障害児保育

特別支援教育を充実させるため、幼稚園や園児の保護者に適切な支援を行い、私立幼稚園における障害児の受入体制を整備します。

④保育園における障害児保育

障害の程度が中程度以下の集団保育が可能な児童を認可保育所において受け入れます。



【小学生～中高生】

3 子どもの成長環境の充実

重点取組（リーディングプロジェクト）

すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

＜ 5 年 後 の 目 標 ＞

学童クラブと学校応援団ひろば事業を一体的に運営し、すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整備

5 か 年 の 取 組

1 練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」の実施

「学童クラブ¹¹」と「学校応援団ひろば事業¹²」それぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を開始します。すべての小学生に放課後や長期休業中の居場所を提供します。平成31年度までに20校で開設し、将来的には全小学校での実施を目指します。

また、本計画を国の「放課後子ども総合プラン」に基づく取組としても併せて位置づけ、事業を推進します。なお、「放課後子ども総合プラン」の推進に際しては、学校関係者、ねりっこクラブ保護者、学校応援団関係者、PTA代表、青少年育成地区委員会代表者、行政関係者等で構成する運営委員会を設置し、効果的な事業運営と計画の円滑な推進を図ります。

(1) 学童クラブの待機児童を解消し、より安全で安心な居場所を確保します。

- ① 希望する児童をすべて受け入れられるようにするため、学校施設を弾力的に活用し、活動スペースを確保します。
- ② 学童クラブの児童とひろば事業の児童がともに過ごせる時間を作ります。

(2) ひろば事業のサービスを充実し、年間を通じた居場所を確保します。

- ① 平日は5日間、長期休業（夏・冬・春休み）中も実施します。
- ② 子どもたちが多様な体験・活動ができるよう、学校応援団による地域住民の見守りに、民間の持つ企画力を組み合わせ、より充実したプログラムを提供します。

¹¹ 学童クラブ…保護者が共働きなどのために放課後保育に欠けるお子さんをお預かりする施設で、指導員の指導のもとに遊びや生活を通じて協力し合い、楽しく生き生きと放課後を過ごします。

¹² 学校応援団ひろば事業…児童の遊び場の確保や異年齢児の交流、読書の推進を目的として、放課後帰宅せずに参加できる「安全・安心な居場所」を学校施設内に確保する事業です。

- (3) 区職員のコーディネーターを配置し、学校や地域住民、事業者との調整を行い、事業全体の管理や運営の支援を行います。

2 学童クラブの充実（★）

「ねりっこクラブ」事業の実施を進めるとともに、学童クラブの待機児童解消に向けた取組を行います。

平成 26 年 4 月の受入上限等	31 年度末の目標値
4,639 人	6,506 人

※29ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：放課後児童健全育成事業（学童クラブ）〕

(1) 児童館内学童クラブでの高学年対応

児童館¹³等の中にある学童クラブにおいて高学年の受入を実施し、併せて、児童館の魅力伝えていきます。

(2) 夏休み居場所づくり事業の拡充

「ねりっこクラブ」実施の進捗や待機児童の状況に応じて、夏休み居場所づくり事業¹⁴を引き続き実施します。実施に当たっては、実施校の拡大も視野に入れて進めます。

(3) 学校外学童クラブへの移動の安全強化

低学年児童について、学校外学童クラブへ安心して通所できるよう、移動する間の安全強化に取り組みます。

3 民間学童保育の支援と育成

現在区内に5施設ある民間学童保育への支援に加え、駅前開設や長時間預かりなど多様な区民ニーズに応えるとともに、「ねりっこクラブ」の担い手を育成するため、新たに参入する民間事業者を支援します。

¹³ 児童館…地域の子どものための遊びや活動の場です。また、様々な活動を通じて地域の子育てを応援しています。

¹⁴ 夏休み居場所づくり事業…夏休みにおける子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、学校応援団ひろば室を活用した事業です。

その他の主な取組

①中高生の居場所づくり事業

中学生・高校生の居場所を確保するため、児童館に中高生専用の時間帯を設けます。

また、多様な発表・自己表現の機会を設け、それらを通じて、中高生の社会性を育み、自立を促します。

②児童館事業

乳幼児、小学生から中高生までの利用者層に対応して、幅広く特色ある事業を提供することで魅力的な児童館活動を展開します。

また、開館日、開館時間の拡大に引き続き取り組みます。

③ねりま遊遊スクール事業

平日の放課後や土曜・休日の余暇時間を活用して、乳幼児から中学生までを対象とした講座を実施します。また、主に知的障害のある小中学生と保護者を対象として、成長・発達をテーマにした講座も実施します。講座は、企画・運営する団体を公募し、委託により実施します。地域団体と協力しながら、子どもたちが身近な地域で様々な体験ができるように、多くの学習機会を提供します。

④青少年館各種講座事業

青少年団体等への支援を行うとともに、活動の成果を発表する場を提供します（青少年館まつり、サークル合同発表会、練馬児童劇団発表会、ウインドアンサンブルライブ等）。

青少年の興味を高め、苦手な分野の克服や新たな分野への関心を広げることで、次代を担う青少年の余暇の充実と、実生活に役立つ知識や技術の習得を図ります（文化教養講座、練馬児童劇団、児童劇教室、自然観察会、スポーツ講座等）。

⑤青少年リーダー養成事業

地域活動において中心的役割を担えるよう、小学5年生から中学生を対象にジュニアリーダー養成講習会を実施します。養成講習会を修了した高校生、大学生については、引き続き青年リーダーとして養成します。また、地域活動スタッフ登録制度により、地域活動の実践の場を提供します。

⑥青少年育成地区委員会事業

区内 17 か所の青少年育成地区委員会に委託して、文化行事・スポーツ大会等の開催により、青少年の社会参加の機会を増やします。また、「子どもたちを健やかに育てる運動」、地域パトロールや地域清掃等の活動を通じて、健全で安全な社会環境を作ります。

⑦学校の安全・安心対策の充実

区立小学校における児童切り付け事件などを契機に、学校内だけでなく通学路など学校外の安全・安心対策の充実が求められています。PTAや地域の方々を対象としたスクールガード養成講習会などのソフト面と、民間警備員の配置や通学路の防犯カメラの設置などハード面による対策を進めます。

⑧情報教育推進事業

有害情報を含めて様々な情報を正しく読み解き判断する能力「情報リテラシー（メディア・リテラシー）」を身につけることを目的とした事業を推進します。中学生のための情報番組制作ワークショップでは、日本大学芸術学部の施設・設備を使用し、専門の講師陣の指導により地域の情報番組を実際に制作することで、情報リテラシーの習得を目指します。また、親子NIE（Newspaper in education）講座では、小学生と保護者を対象に、新聞スクラップなどを通して情報の整理、発信・制作を行い、小学生が新聞に親しみ、新聞を読む習慣を身につけることを目指します。

⑨教育相談の充実

学校生活に関する課題について、スクールソーシャルワーク事業により支援を行っています。教育相談事業（区内3か所）、不登校の子どもたちが学校への復帰を目指す適応指導教室事業に加え、スクールカウンセラーおよび心のふれあい相談員による学校内での教育相談体制の充実により、子どもや保護者がより身近なところで教育相談を受けられるように体制を整備します。

⑩特別支援学級の設置

一人ひとりの児童・生徒の障害の状況や特性などに応じた教育を行うため、特別支援学級の設置を進めます。

⑪放課後等デイサービス事業

放課後等デイサービス事業所が個々の児童の障害特性に応じた支援ができるよう、こども発達支援センターが中心となって、研修や事例検討等を行います。

⑫学童クラブにおける障害児保育

障害の程度が中程度までで、適切な保育および指導が実施できる児童を、区直営の学童クラブは2名まで、委託をしている学童クラブは3名まで受け入れます。

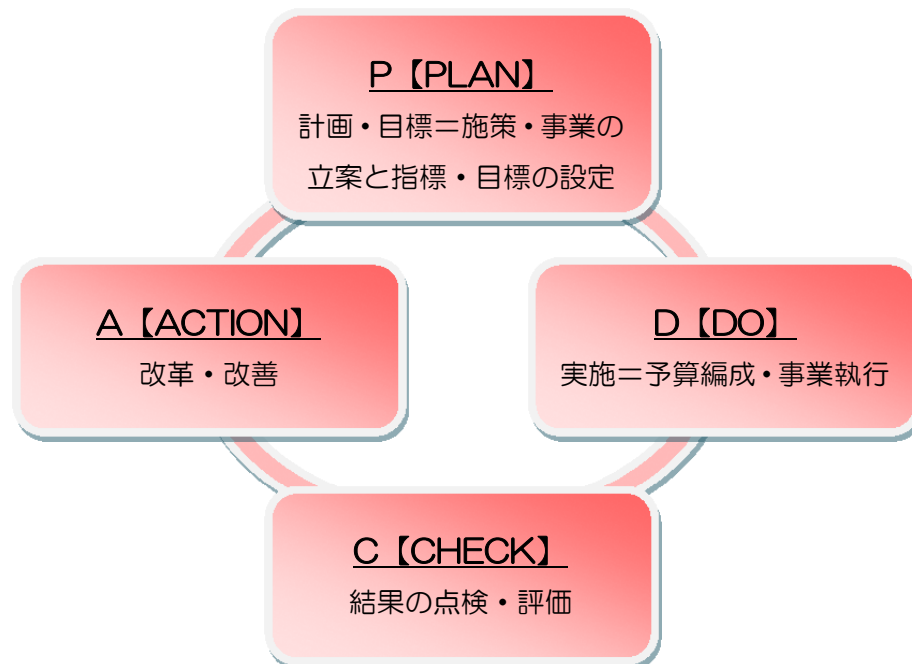
3 推進体制

練馬区子ども・子育て支援事業計画においては、各施策の推進、事業の実施に当たり、定期的に実施状況の把握・点検を行い、その結果をその後の事業や計画の見直しに反映させていきます。

具体的には、計画を着実に推進していくために、PDCA サイクル（※）により、目標の実現に向けた取組を行います。サイクルC【CHECK】「結果の点検・評価」については、子どもの保護者（公募区民）や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成する「練馬区子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗の点検・評価を行います。点検・評価の結果については、区議会に報告し、区民の皆様に公表します。

ご意見を踏まえて、事業の見直しを行うとともに、計画が実態を大きく乖離した場合は、中間年で計画を見直します。

※PDCA サイクル



4 成果指標

練馬区子ども・子育て支援事業計画においては、計画全体で目指すものとして、以下のとおり、計画期間終了時の5年後の成果指標を設定します。この成果指標については、次回のニーズ調査において調査し、計画全体の効果を測ります。

なお、法定の計画事業については、第4章にあるとおり、これとは別に毎年度事業量の目標を設定し、進捗管理を行います。

成果指標	現状	目標
子育てを楽しんでいると感じることが多い人の割合（就学前児童の保護者）	67.8%	75%
子育てを楽しんでいると感じることが多い人の割合（小学生の保護者）	60.4%	75%
練馬区における子育て環境や支援への満足度 平均（就学前児童の保護者）	3.18 （5点満点中）	3.75 （5点満点中）
練馬区における子育て環境や支援への満足度 平均（小学生の保護者）	3.33 （5点満点中）	3.75 （5点満点中）



第4章 子ども・子育て支援事業計画(法定事業の年度別需給計画)

1 子ども・子育て支援法の法定事業

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、計画期間における各年度の量の見込みと実施しようとする各事業の提供体制の確保の内容とその実施時期を定めるものとされています。第4章においては、子ども・子育て支援法に規定された法定の事業について、年度別の需給計画を明らかにします（第4章に掲載する事業はいずれも第3章に掲載した事業の再掲です）。

なお、子ども・子育て支援法で規定されている法定事業は以下のとおりです。

(1) 教育・保育

教育・保育を提供する施設の種別は以下のとおりです。

教育・保育を提供する施設

- ◎ 幼稚園
- ◎ 認定こども園（※1）
- ◎ 認可保育所
- ◎ 地域型保育事業（※2）

※1 認定こども園法等の国の基準に基づいて設置された教育と保育を一体的に行う施設

※2 少人数（19人以下）で0～2歳の子どもの預かる事業で、以下の種別があります。

家庭的保育事業	定員1～5人で家庭的な雰囲気のもと、保育を行います（これまでの家庭福祉員（保育ママ）がこれに当たります）。
小規模保育事業	定員6～19人で家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行います（これまでのグループ型家庭的保育事業、スマート保育がこれに当たります）。
事業所内保育事業	事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を行います。
居宅訪問型保育事業	障害など個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

◎教育・保育は以下の区分に分けて整備を行います。

認定区分	年齢区分	どのような場合に該当するか
1号認定	3～5歳	就学前の子どもで主に幼稚園を利用する場合
3号認定	0歳	就学前の子どもで保育が必要な場合
	1・2歳	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）
- ③ 一時預かり事業
- ④ ファミリーサポートセンター事業
- ⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑥ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- ⑦ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※次ページ以下に掲載の年度別需給計画においては、④ファミリーサポートセンター事業は、③一時預かり事業に含めて取り扱っています。
また、⑦養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業も単独の年度別計画は設定していません。

2 法定事業の年度別需給計画

(1) 教育・保育

【1号認定（3～5歳）】（【重点】）

	単位	平成26年 4月1日 時点の定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人	—	10,449	10,707	10,910	11,185	11,387
②追加整備量	人	—	0	0	0	23	202
③確保方策	人	11,162	11,162	11,162	11,162	11,185	11,387
④過不足（③－①）	人	—	713	455	252	0	0

【幼稚園預かり保育】（【重点】）

	単位	平成26年 4月1日 時点の定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人日	—	307,446	306,438	303,716	303,238	300,781
②追加整備量	人日	—	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
③確保方策	人日	182,560	206,560	230,560	254,560	278,560	302,560
※平成25年度利用実績	人日	136,720	—	—	—	—	—
④過不足（③－①）	人日	—	△ 100,886	△ 75,878	△ 49,156	△ 24,678	1,779

【2号認定（3～5歳）】（【重点】）

	単位	平成26年 4月1日 時点の定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人	—	6,490	6,425	6,380	6,275	6,150
②追加整備量	人	—	596	379	258	150	106
③確保方策	人	6,579	7,175	7,554	7,812	7,962	8,068
内 訳	保育所・認定こども園	6,391	7,015	7,467	7,725	7,875	7,981
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	188	160	87	87	87	87
④過不足（③－①）	人	—	685	1,129	1,432	1,687	1,918

【3号認定（0歳）】（【重点】）

	単位	平成26年 4月1日 時点の定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人	—	1,318	1,303	1,288	1,240	1,191
②追加整備量	人	—	126	35	22	25	18
③確保方策	人	1,208	1,334	1,369	1,391	1,416	1,434
内 訳	保育所・認定こども園	840	948	1,019	1,035	1,054	1,066
	地域型保育事業	79	118	130	136	142	148
	認可外保育施設	289	268	220	220	220	220
④過不足（③－①）	人	—	16	66	103	176	243

【乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）・養育支援訪問事業】

	単位	平成26年 4月1日 時点の実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人	—	5,568	5,518	5,481	5,412	5,330
※平成25年度実績	人	5,757	—	—	—	—	—
②確保方策	—	○実施体制 ・配慮が必要な家庭：常勤保健師が訪問指導 ・上記以外の家庭：委託助産師等が訪問指導 ○委託助産師数 ・年間約130家庭に対し1名の割合で配置					

【放課後児童健全育成事業（学童クラブ）】（【重点】）

	単位	平成26年 4月1日 時点の 受入上限等	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人	—	6,185	6,204	6,259	6,220	6,209
※低学年	人	—	5,112	5,154	5,211	5,147	5,128
※高学年	人	—	1,073	1,050	1,048	1,073	1,081
②追加整備量	人	—	67	310	450	520	520
③確保方策	人	4,639	4,706	5,016	5,466	5,986	6,506
※平成26年4月1日 時点の受入数	人	4,247	—	—	—	—	—
④過不足（③－①）	人	—	△ 1,479	△ 1,188	△ 793	△ 234	297

【延長保育事業】（【重点】）

	単位	平成26年 4月1日 時点の定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人	—	6,263	6,227	6,159	6,125	6,065
②追加整備量	人	—	1,526	951	339	220	160
③確保方策	人	4,824	6,350	7,301	7,640	7,860	8,020
※平成26年4月1日 時点の実績	人	1,140	—	—	—	—	—
④過不足（③－①）	人	—	87	1,074	1,481	1,735	1,955

【病児・病後児保育事業】（【重点】）

	単位	平成26年 4月1日 時点の定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人日	—	11,388	11,323	11,199	11,137	11,028
②追加整備量	人日	—	5,980	1,560	0	0	0
③確保方策	人日	6,760	12,740	14,300	14,300	14,300	14,300
※平成25年度利用実績	人日	4,606	—	—	—	—	—
④過不足（③－①）	人日	—	1,352	2,977	3,101	3,163	3,272

【妊婦健康診査】

	単位	平成26年 4月1日 時点の実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人	—	6,061	6,007	5,966	5,891	5,802
	回	—	69,670	69,045	68,577	67,712	66,691
※平成25年度利用実績	人	6,451	—	—	—	—	—
	回	74,888	—	—	—	—	—
②確保方策	—	○実施場所 ・都内契約医療機関等 ○検査項目 ・体重、血圧、尿、その他医学的検査 ○実施回数および実施時期 ・14回（妊娠週数に応じて実施）					

【多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業】

	単位	平成26年 4月1日 時点の実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人	—	6	6	6	6	6
②追加整備量	人	—	0	0	0	0	0
③確保方策	人	6	6	6	6	6	6
④過不足（③－①）	人	—	0	0	0	0	0

※以下の事業については、区で行う事業がないため計画には記載しません。

○ファミリーサポートセンター事業（高学年）

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、事業計画の策定に当たって、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとされています。

そこで、区では、第1期となる本計画においては、児童福祉サービスを含む多くの区の福祉サービスが総合福祉事務所の区域を単位として実施されており、福祉サービスの提供区域として認知度も高いことから、4つの「総合福祉事務所管轄単位」を基本として教育・保育提供区域を設定します。

なお、区域については、認定区分や地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することができることを踏まえ、本計画においては、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本としつつも、それぞれの事業の実態に応じて、各事業に最も適した区域を採用することとします。

総合福祉事務所管轄単位の区域設定イメージ図および事業ごとの教育・保育提供区域の設定は以下のとおりです。

＜総合福祉事務所管轄単位の区域設定イメージ図＞



事業名		教育・保育提供区域
教育・保育		総合福祉事務所管轄単位（4区域） ※ただし、1号認定については区 全域を区域とします。
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば） 一時預かり事業 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 延長保育事業 病児・病後児保育事業	総合福祉事務所管轄単位（4区域）
	幼稚園預かり保育 子育て短期支援事業（ショートステイ） 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 妊婦健康診査 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	区全域（1区域）

4 教育・保育提供区域ごとの法定事業の年度別需給計画

(1) 教育・保育

【2号認定（3～5歳）】

	単位	平成26年	平成	平成	平成	平成	平成		
		4月1日 時点の定員	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
練馬地区	①量の見込み	人	—	1,629	1,613	1,602	1,575	1,544	
	②追加整備量	人	—	27	65	28	87	0	
	③確保方策	人	1,633	1,660	1,725	1,753	1,840	1,840	
	内訳	保育所・認定こども園	人	1,535	1,589	1,695	1,723	1,810	1,810
		地域型保育事業	人	—	—	—	—	—	—
		認可外保育施設	人	98	71	30	30	30	30
	④過不足（③－①）	人	—	31	112	151	265	296	
	光が丘地区	①量の見込み	人	—	1,901	1,882	1,868	1,838	1,801
		②追加整備量	人	—	286	130	46	33	10
		③確保方策	人	2,016	2,302	2,432	2,478	2,511	2,521
内訳		保育所・認定こども園	人	1,985	2,271	2,408	2,454	2,487	2,497
		地域型保育事業	人	—	—	—	—	—	—
		認可外保育施設	人	31	31	24	24	24	24
④過不足（③－①）		人	—	401	550	610	673	720	
石神井地区		①量の見込み	人	—	1,849	1,830	1,818	1,788	1,752
		②追加整備量	人	—	241	84	116	10	43
		③確保方策	人	1,715	1,956	2,040	2,156	2,166	2,209
	内訳	保育所・認定こども園	人	1,673	1,915	2,024	2,140	2,150	2,193
		地域型保育事業	人	—	—	—	—	—	—
		認可外保育施設	人	42	41	16	16	16	16
	④過不足（③－①）	人	—	107	210	338	378	457	
	大泉地区	①量の見込み	人	—	1,111	1,100	1,092	1,074	1,053
		②追加整備量	人	—	42	100	68	20	53
		③確保方策	人	1,215	1,257	1,357	1,425	1,445	1,498
内訳		保育所・認定こども園	人	1,198	1,240	1,340	1,408	1,428	1,481
		地域型保育事業	人	—	—	—	—	—	—
		認可外保育施設	人	17	17	17	17	17	17
④過不足（③－①）		人	—	146	257	333	371	445	

【3号認定（0歳）】

		単位	平成26年 4月1日 時点の定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
練馬地区									
	①量の見込み	人	—	326	322	318	306	294	
	②追加整備量	人	—	31	10	3	13	3	
	③確保方策	人	308	339	349	352	365	368	
	内訳	保育所・認定こども園	人	171	195	222	222	235	235
		地域型保育事業	人	26	36	39	42	42	45
認可外保育施設		人	111	108	88	88	88	88	
④過不足（③－①）	人	—	13	27	34	59	74		
光が丘地区									
	①量の見込み	人	—	410	405	401	386	370	
	②追加整備量	人	—	39	10	3	6	3	
	③確保方策	人	371	410	420	423	429	432	
	内訳	保育所・認定こども園	人	319	355	366	366	372	372
		地域型保育事業	人	14	17	20	23	23	26
認可外保育施設		人	38	38	34	34	34	34	
④過不足（③－①）	人	—	0	15	22	43	62		
石神井地区									
	①量の見込み	人	—	352	348	344	331	318	
	②追加整備量	人	—	27	9	10	3	6	
	③確保方策	人	326	353	362	372	375	381	
	内訳	保育所・認定こども園	人	215	245	266	276	276	282
		地域型保育事業	人	22	37	40	40	43	43
認可外保育施設		人	89	71	56	56	56	56	
④過不足（③－①）	人	—	1	14	28	44	63		
大泉地区									
	①量の見込み	人	—	230	228	225	217	209	
	②追加整備量	人	—	29	6	6	3	6	
	③確保方策	人	203	232	238	244	247	253	
	内訳	保育所・認定こども園	人	135	153	165	171	171	177
		地域型保育事業	人	17	28	31	31	34	34
認可外保育施設		人	51	51	42	42	42	42	
④過不足（③－①）	人	—	2	10	19	30	44		

【3号認定（1・2歳）】

		単位	平成26年 4月1日 時点の定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
練馬地区	①量の見込み	人	—	1,331	1,359	1,389	1,386	1,381	
	②追加整備量	人	—	109	43	16	50	16	
	③確保方策	人	1,223	1,332	1,375	1,391	1,441	1,457	
	内訳	保育所・認定こども園	人	851	921	998	998	1,048	1,048
		地域型保育事業	人	81	136	152	168	168	184
認可外保育施設		人	291	275	225	225	225	225	
④過不足（③－①）	人	—	1	16	2	55	76		
光が丘地区	①量の見込み	人	—	1,509	1,542	1,575	1,572	1,566	
	②追加整備量	人	—	188	49	16	21	16	
	③確保方策	人	1,324	1,512	1,561	1,577	1,598	1,614	
	内訳	保育所・認定こども園	人	1,175	1,347	1,394	1,394	1,415	1,415
		地域型保育事業	人	42	58	74	90	90	106
認可外保育施設		人	107	107	93	93	93	93	
④過不足（③－①）	人	—	3	19	2	26	48		
石神井地区	①量の見込み	人	—	1,396	1,427	1,458	1,455	1,449	
	②追加整備量	人	—	198	43	44	16	21	
	③確保方策	人	1,200	1,398	1,441	1,485	1,501	1,522	
	内訳	保育所・認定こども園	人	903	1,053	1,112	1,156	1,156	1,177
		地域型保育事業	人	50	149	165	165	181	181
認可外保育施設		人	247	196	164	164	164	164	
④過不足（③－①）	人	—	2	14	27	46	73		
大泉地区	①量の見込み	人	—	930	950	970	969	964	
	②追加整備量	人	—	147	42	21	16	21	
	③確保方策	人	784	931	973	994	1,010	1,031	
	内訳	保育所・認定こども園	人	627	702	744	765	765	786
		地域型保育事業	人	40	96	112	112	128	128
認可外保育施設		人	117	133	117	117	117	117	
④過不足（③－①）	人	—	1	23	24	41	67		

(2) 地域子ども・子育て支援事業

【利用者支援事業】

地区		単位	平成26年	平成	平成	平成	平成	平成
			4月1日 時点の実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
練馬地区	①量の見込み	か所	—	2	2	2	2	2
	②追加整備量	か所	—	1	1	0	0	0
	③確保方策	か所	0	1	2	2	2	2
	④過不足(③-①)	か所	—	△1	0	0	0	0
		単位	平成26年 4月1日 時点の実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
光が丘地区	①量の見込み	か所	—	1	1	1	1	1
	②追加整備量	か所	—	0	0	1	0	0
	③確保方策	か所	0	0	0	1	1	1
	④過不足(③-①)	か所	—	△1	△1	0	0	0
		単位	平成26年 4月1日 時点の実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
石神井地区	①量の見込み	か所	—	1	1	1	1	1
	②追加整備量	か所	—	0	0	1	0	0
	③確保方策	か所	0	0	0	1	1	1
	④過不足(③-①)	か所	—	△1	△1	0	0	0
		単位	平成26年 4月1日 時点の実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
大泉地区	①量の見込み	か所	—	1	1	1	1	1
	②追加整備量	か所	—	0	1	0	0	0
	③確保方策	か所	0	0	1	1	1	1
	④過不足(③-①)	か所	—	△1	0	0	0	0
		単位	平成26年 4月1日 時点の実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度

【地域子育て支援拠点事業(子育てのひろば)】

地区		単位	平成26年	平成	平成	平成	平成	平成
			4月1日 時点の実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
練馬地区	①量の見込み	人回	—	35,420	35,122	34,670	34,340	33,941
	②追加整備量	か所	—	1	0	1	0	0
	③確保方策	か所	3	4	4	5	5	5
	※平成25年度利用実績	人回	28,719	—	—	—	—	—
		単位	平成26年 4月1日 時点の実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
光が丘地区	①量の見込み	人回	—	67,372	66,818	65,953	65,336	64,585
	②追加整備量	か所	—	1	0	0	1	0
	③確保方策	か所	5	6	6	6	7	7
	※平成25年度利用実績	人回	47,865	—	—	—	—	—
		単位	平成26年 4月1日 時点の実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
石神井地区	①量の見込み	人回	—	61,202	60,696	59,913	59,345	58,662
	②追加整備量	か所	—	0	0	0	0	1
	③確保方策	か所	7	7	7	7	7	8
	※平成25年度利用実績	人回	67,011	—	—	—	—	—
		単位	平成26年 4月1日 時点の実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
大泉地区	①量の見込み	人回	—	39,949	39,623	39,110	38,744	38,301
	②追加整備量	か所	—	1	1	0	0	0
	③確保方策	か所	5	6	7	7	7	7
	※平成25年度利用実績	人回	47,865	—	—	—	—	—
		単位	平成26年 4月1日 時点の実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度

【一時預かり事業】

練馬地区		単位	平成26年	平成	平成	平成	平成	平成
			4月1日 時点の定員	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込み	人日	—	19,416	19,284	19,061	18,920	18,721
	②追加整備量	人日	—	15,426	11	11	11	11
	③確保方策	人日	14,624	30,050	30,061	30,072	30,083	30,094
	④過不足(③-①)	人日	—	10,634	10,777	11,011	11,163	11,373
光が丘地区		単位	平成26年	平成	平成	平成	平成	平成
			4月1日 時点の定員	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込み	人日	—	40,066	39,782	39,327	39,010	38,577
	②追加整備量	人日	—	6,551	13,573	51	51	51
	③確保方策	人日	19,681	26,232	39,805	39,856	39,907	39,958
	④過不足(③-①)	人日	—	△ 13,834	23	529	897	1,381
石神井地区		単位	平成26年	平成	平成	平成	平成	平成
			4月1日 時点の定員	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込み	人日	—	34,688	34,458	34,042	33,817	33,476
	②追加整備量	人日	—	3,928	5,228	28	28	28
	③確保方策	人日	25,140	29,068	34,296	34,324	34,352	34,380
	④過不足(③-①)	人日	—	△ 5,620	△ 162	282	535	904
大泉地区		単位	平成26年	平成	平成	平成	平成	平成
			4月1日 時点の定員	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込み	人日	—	12,896	12,808	12,653	12,565	12,435
	②追加整備量	人日	—	△ 1,900	10	10	10	10
	③確保方策	人日	20,430	18,530	18,540	18,550	18,560	18,570
	④過不足(③-①)	人日	—	5,634	5,732	5,897	5,995	6,135

【延長保育事業】

練馬地区		単位	平成26年	平成	平成	平成	平成	平成
			4月1日 時点の定員	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込み	人	—	1,534	1,525	1,508	1,500	1,485
	②追加整備量	人	—	238	293	24	130	0
	③確保方策	人	1,123	1,361	1,654	1,678	1,808	1,808
	④過不足(③-①)	人	—	△ 173	129	170	308	323
光が丘地区		単位	平成26年	平成	平成	平成	平成	平成
			4月1日 時点の定員	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込み	人	—	1,863	1,853	1,832	1,822	1,804
	②追加整備量	人	—	590	315	50	60	10
	③確保方策	人	1,233	1,823	2,138	2,188	2,248	2,258
	④過不足(③-①)	人	—	△ 40	285	356	426	454
石神井地区		単位	平成26年	平成	平成	平成	平成	平成
			4月1日 時点の定員	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込み	人	—	1,848	1,837	1,818	1,807	1,790
	②追加整備量	人	—	488	189	170	10	70
	③確保方策	人	1,504	1,992	2,181	2,351	2,361	2,431
	④過不足(③-①)	人	—	144	344	533	554	641
大泉地区		単位	平成26年	平成	平成	平成	平成	平成
			4月1日 時点の定員	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込み	人	—	1,018	1,012	1,001	996	986
	②追加整備量	人	—	210	154	95	20	80
	③確保方策	人	964	1,174	1,328	1,423	1,443	1,523
	④過不足(③-①)	人	—	156	316	422	447	537

【病児・病後児保育事業】

練馬地区		単位	平成26年 4月1日 時点の定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
	①量の見込み	人日	—	2,445	2,431	2,405	2,391	2,367
	②追加整備量	人日	—	2,600	0	0	0	0
	③確保方策	人日	1,040	3,640	3,640	3,640	3,640	3,640
	④過不足(③-①)	人日	—	1,195	1,209	1,235	1,249	1,273
光が丘地区		単位	平成26年 4月1日 時点の定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
	①量の見込み	人日	—	4,234	4,210	4,164	4,141	4,101
	②追加整備量	人日	—	520	1,560	0	0	0
	③確保方策	人日	2,600	3,120	4,680	4,680	4,680	4,680
	④過不足(③-①)	人日	—	△ 1,114	470	516	539	579
石神井地区		単位	平成26年 4月1日 時点の定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
	①量の見込み	人日	—	2,558	2,543	2,515	2,501	2,477
	②追加整備量	人日	—	2,080	0	0	0	0
	③確保方策	人日	1,560	3,640	3,640	3,640	3,640	3,640
	④過不足(③-①)	人日	—	1,082	1,097	1,125	1,139	1,163
大泉地区		単位	平成26年 4月1日 時点の定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
	①量の見込み	人日	—	2,151	2,139	2,115	2,104	2,083
	②追加整備量	人日	—	780	0	0	0	0
	③確保方策	人日	1,560	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340
	④過不足(③-①)	人日	—	189	201	225	236	257



【放課後児童健全育成事業（学童クラブ）】

練馬地区		単位	平成26年 4月1日 時点の 受入上限等	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
	①量の見込み	人	—	1,294	1,301	1,313	1,302	1,299
※低学年	人	—	1,155	1,165	1,178	1,163	1,159	
※高学年	人	—	139	136	135	139	140	
②追加整備量	人	—	0	90	90	110	90	
③確保方策	人	965	965	1,055	1,145	1,255	1,345	
④過不足（③－①）	人	—	△ 329	△ 246	△ 168	△ 47	46	
光が丘地区		単位	平成26年 4月1日 時点の 受入上限等	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
	①量の見込み	人	—	1,936	1,938	1,955	1,946	1,944
※低学年	人	—	1,493	1,505	1,522	1,503	1,498	
※高学年	人	—	443	433	433	443	446	
②追加整備量	人	—	0	130	70	160	90	
③確保方策	人	1,554	1,554	1,684	1,754	1,914	2,004	
④過不足（③－①）	人	—	△ 382	△ 254	△ 201	△ 32	60	
石神井地区		単位	平成26年 4月1日 時点の 受入上限等	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
	①量の見込み	人	—	1,342	1,346	1,357	1,350	1,348
※低学年	人	—	1,085	1,094	1,106	1,093	1,089	
※高学年	人	—	257	252	251	257	259	
②追加整備量	人	—	0	0	20	0	70	
③確保方策	人	1,333	1,333	1,333	1,353	1,353	1,423	
④過不足（③－①）	人	—	△ 9	△ 13	△ 4	3	75	
大泉地区		単位	平成26年 4月1日 時点の 受入上限等	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
	①量の見込み	人	—	1,613	1,619	1,634	1,622	1,618
※低学年	人	—	1,379	1,390	1,405	1,388	1,382	
※高学年	人	—	234	229	229	234	236	
②追加整備量	人	—	67	90	270	250	270	
③確保方策	人	787	854	944	1,214	1,464	1,734	
④過不足（③－①）	人	—	△ 759	△ 675	△ 420	△ 158	116	



1 計画の策定経過

(1) 区民ニーズの把握

子ども・子育て支援施策を検討する基礎資料とするため、「練馬区子ども・子育て支援事業計画等の策定に係るニーズ調査」を実施し、子育ての実態や意見・要望の把握を行いました。

調査期間

平成 25 年 10 月～平成 26 年 2 月

調査対象および回収状況

対象者	配布数	配布回収方法	回収数	回収率
就学前児童（0～5歳児）の保護者	3,000 件	郵送	1,651 件	55.0%
小学生（小学1～6年）の保護者	2,093 件	直接	1,860 件	88.9%
中学生本人	448 件	直接	439 件	98.0%
高校生本人	445 件	直接	354 件	79.6%
单身および子どものいない世帯	500 件	郵送	141 件	28.2%
子育て中および子育てが終了している世帯	500 件	郵送	285 件	57.0%
子育て関連施設従事者	613 件	直接	587 件	95.8%
合計	7,599 件		5,317 件	70.0%

(2) 「子ども・子育て会議」の開催

区では、本計画に子育て当事者等の意見を反映し、地域の子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて子ども・子育て支援施策を実施するため、子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成する「練馬区子ども・子育て会議」を設置しています。

本計画は、「練馬区子ども・子育て会議」における検討を踏まえ、策定しました。

(3) 区民説明会の開催

平成26年11月に、区民向けの子ども・子育て支援新制度についての説明会を4回行いました。

説明会では、子ども・子育て支援新制度の概要に加えて、本計画の検討状況と確保方策(案)についても説明し、検討過程における区民意見の反映にも努めました。

(4) 区民意見反映制度の実施

本計画の素案を区役所などの窓口やホームページで公開し、広く区民の方々から意見をいただきました。

意見募集期間

平成27年2月1日(日)～2月20日(金)

意見提出件数

延べ65件(11人)

意見の種別	件数
計画の基本的な考え方に関するもの	9件
「子どもと子育て家庭の支援の充実」に関するもの	19件
「子どもの教育・保育の充実」に関するもの	15件
「子どもの成長環境の充実」に関するもの	15件
計画の推進体制に関するもの	2件
その他	5件
合 計	65件

2 次世代育成支援行動計画の評価

(1) 子ども・子育て支援法との関係

練馬区は、これまで次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（練馬区においては「練馬区次世代育成支援行動計画」）を作成し、次世代育成支援を推進してきました。次世代育成支援対策推進法は、元々は平成 26 年度までの時限立法であり、10 年間集中して次世代育成支援を行うことを通じ、子どもと子育てをめぐる環境の改善を目指したものであり、一定の効果が見られました。しかし、同法の期限近くになっても、依然として少子化の流れが変わらず、子どもが健やかに生まれ育成される社会が実現したとまでは言えないことから、国は平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連三法を制定し、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援の新しい仕組み「子ども・子育て支援新制度」を導入して取組を充実していくこととしました。

次世代育成支援の中核となる保育サービスや各種の子育て支援事業については、その拡充に向けた主たる役割が子ども・子育て支援法に引き継がれたことも踏まえ、子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援行動計画の評価を踏まえて策定することとされています。

一方、事業主における取組を中心に、次世代育成支援の継続した取組が必要とされ、次世代育成支援対策推進法についても、平成 26 年 4 月に改正され、同法の期限が 10 年延長されることとなりました。

この法改正においては、併せて市町村行動計画の策定が任意化され、そのことを受けて、行動計画策定指針も改定され、市町村行動計画については、「各地域の実情に応じ、必要な特定の事項のみの作成とすることも差し支えない」旨が明記されました。

行動計画策定指針の改定においては、「放課後子ども総合プラン」が市町村行動計画に記載する項目として明記されるなど、区のこれからの取組に重要な項目が引き続き含まれていることから、練馬区子ども・子育て支援事業計画を次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画としても併せて位置づけることとします。

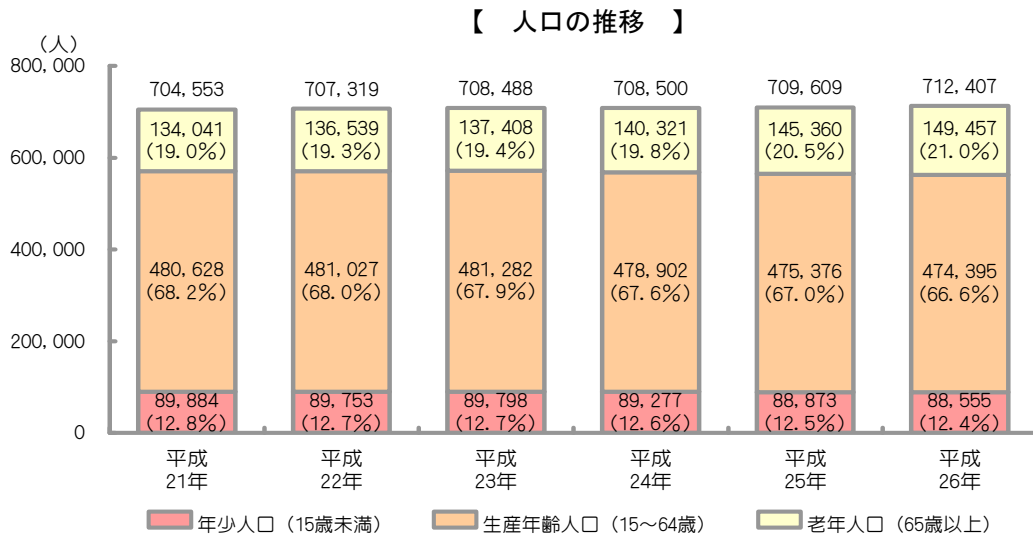


3 練馬区の現状

(1) 人口の推移

① 練馬区における人口の推移

練馬区の総人口は、平成26年4月1日現在で712,407人です。平成21年以降年々増加しています。年齢三区分別人口の推移をみると、平成21年から平成26年の5年間で、年少人口は約1,000人減少、生産年齢人口は約6,000人減少、老年人口は約15,000人増加しており、高齢化が進んでいることがわかります。

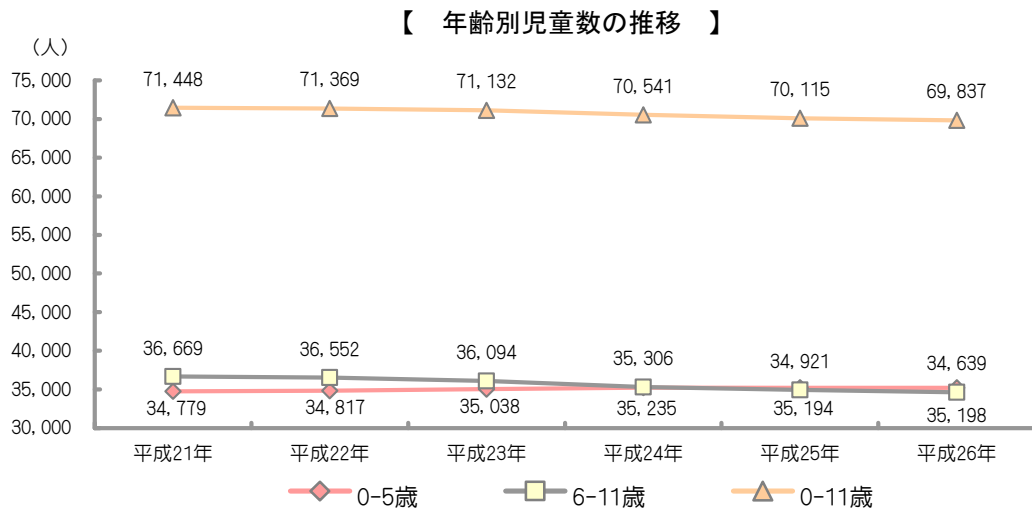


資料：住民基本台帳（外国人登録数含む）、各年4月1日現在

※ () 内の数値は構成比です。

② 練馬区における年齢別児童数の推移

0-5歳人口は、減少傾向は見られるものの、ほぼ横ばいで推移しています。6-11歳人口は、年々減少しています。

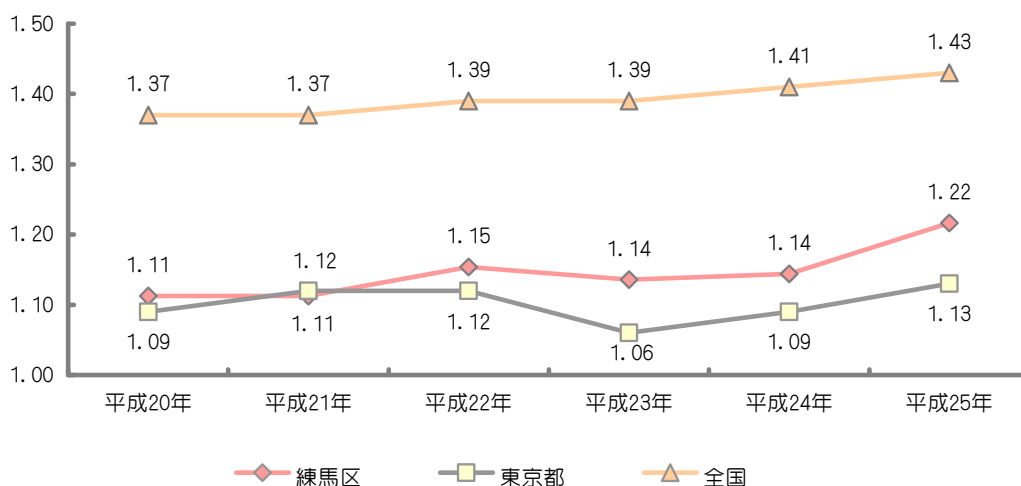


資料：住民基本台帳（外国人登録数含む）、各年4月1日現在

③ 練馬区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

練馬区の合計特殊出生率は平成20年以降上昇傾向にあり、平成25年では1.22となっており、東京都の水準を上回っています。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：人口動態統計

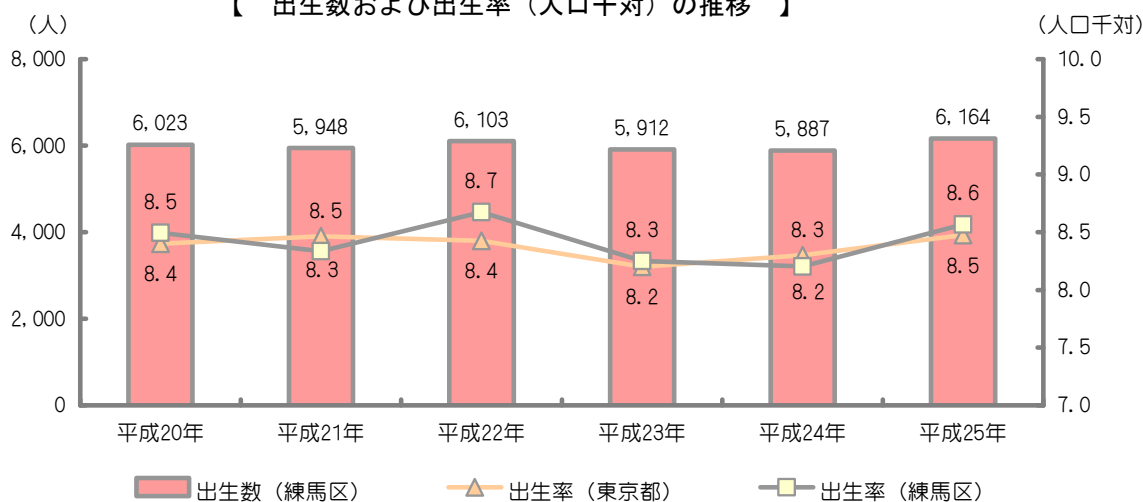
※ 【合計特殊出生率】15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

④ 練馬区における出生数および出生率（人口千対）の推移

練馬区の出生数は、平成22年以降減少傾向で推移してきましたが、平成25年に増加し、6,164人となっています。

出生率は概ね東京都の水準と同じで、これまでわずかにポイントを下げながら推移してきましたが、平成25年に増加し、8.6となっています。

【 出生数および出生率（人口千対）の推移 】



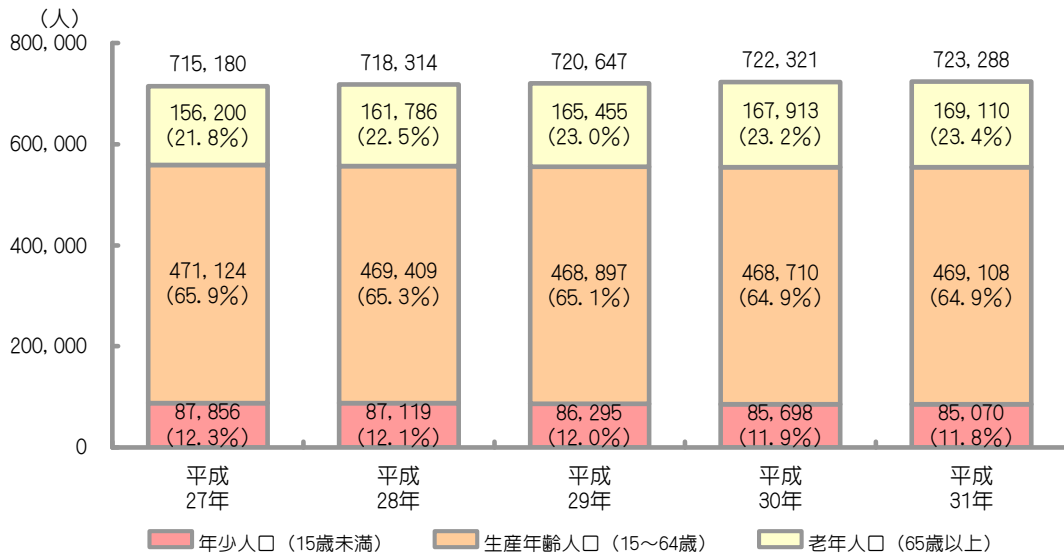
資料：人口動態統計

(2) 人口の推計

① 練馬区における人口推計

コーホート変化率法に基づいて、各年4月1日現在で人口の推計を行いました。練馬区の総人口は、平成27年以降も徐々に増加し、平成31年には723,288人になる見込みです。年齢三区分別の構成比は、年少人口が年々減少する一方で、老年人口が増加し、少子高齢化が進行すると見られます。

【 人口の推計 】



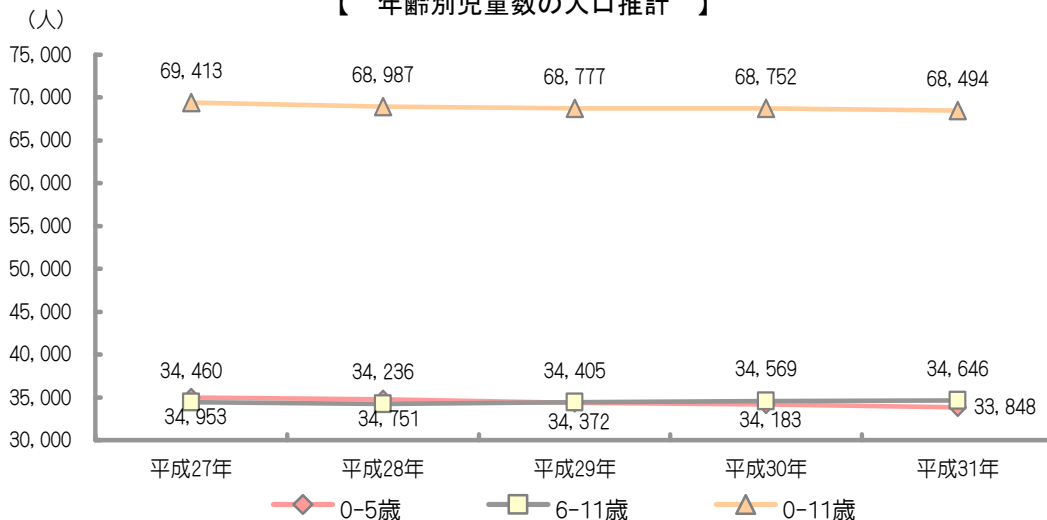
資料：住民基本台帳（外国人登録数含む）、各年4月1日現在をもとにこども家庭部において推計

※ () 内の数値は構成比です。

② 練馬区における年齢別児童数の人口推計

就学前児童数は、当面は横ばいで推移する見込みですが、将来は減少していくことが見込まれています。

【 年齢別児童数の人口推計 】

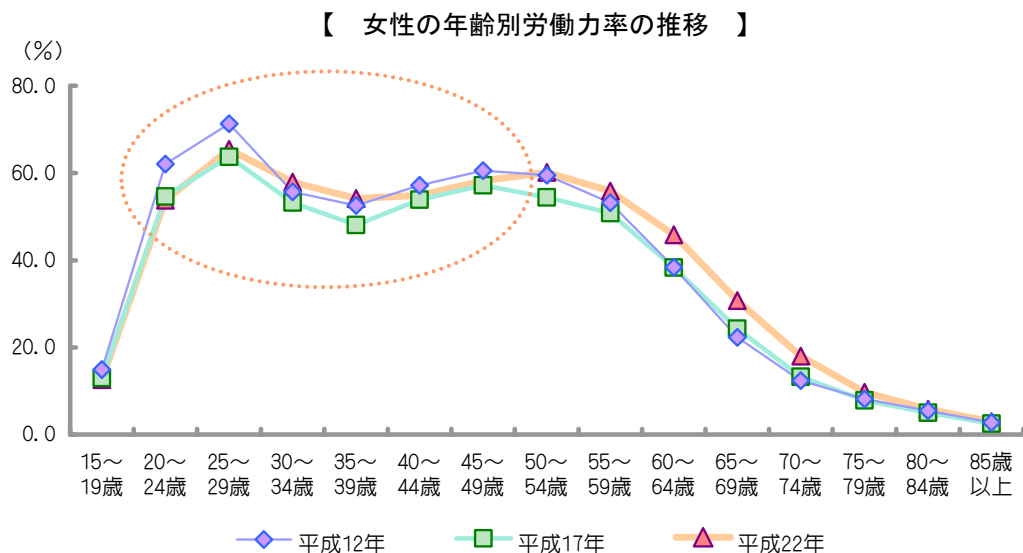


資料：住民基本台帳（外国人登録数含む）、各年4月1日現在をもとにこども家庭部において推計

(3) 女性の就労状況

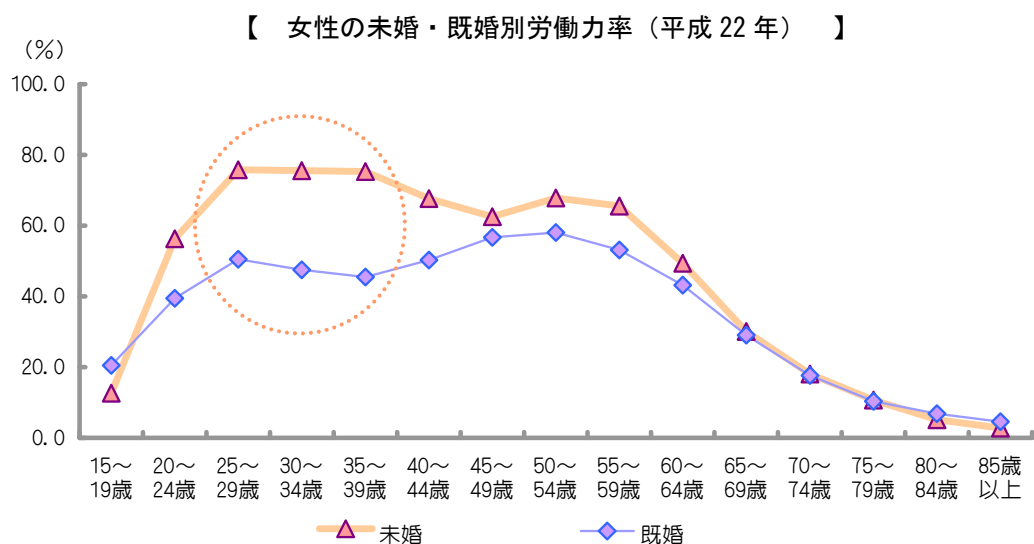
① 女性の年齢別労働力率の推移

練馬区の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、落ち込みの大きい35～39歳の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。



② 女性の未婚・既婚別労働力率

練馬区の女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の25歳から39歳において、25ポイント以上労働力率が高くなっており、特に35～39歳で29.8ポイントの差となっています。

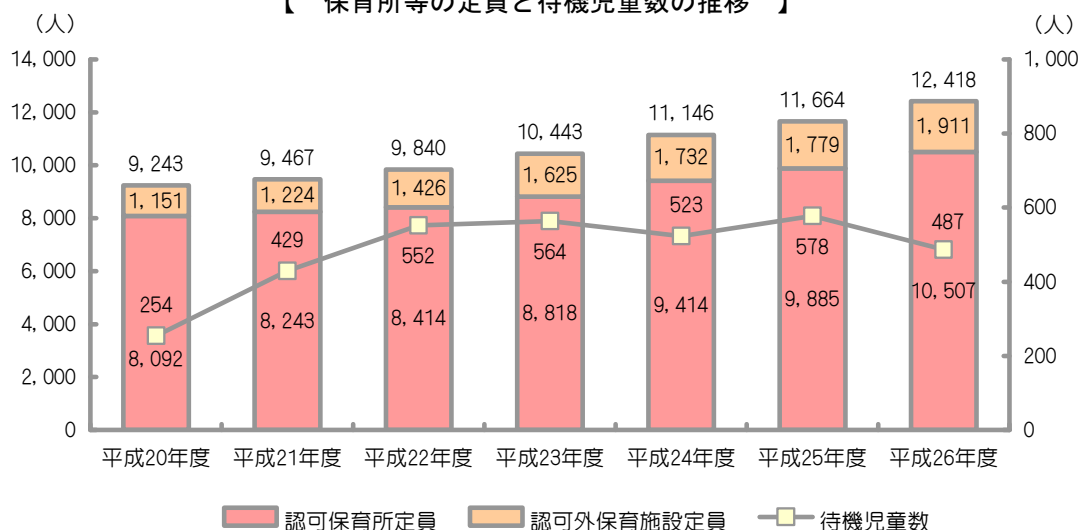


(4) 教育・保育サービスの状況

① 保育所等の定員と待機児童数の推移

平成20年9月のリーマンショック以降、待機児童は急激に増加しました。認可保育所および認可外保育施設の定員ともに拡大を図っていますが、待機児童数は500人近くになっています。

【 保育所等の定員と待機児童数の推移 】



資料：こども家庭部保育課（各年4月1日現在）

待機児童数を年齢別で見ると、平成26年度は1歳児が最も多く、次いで0歳児、2歳児となっています。

【 年齢別待機児童数の推移 】

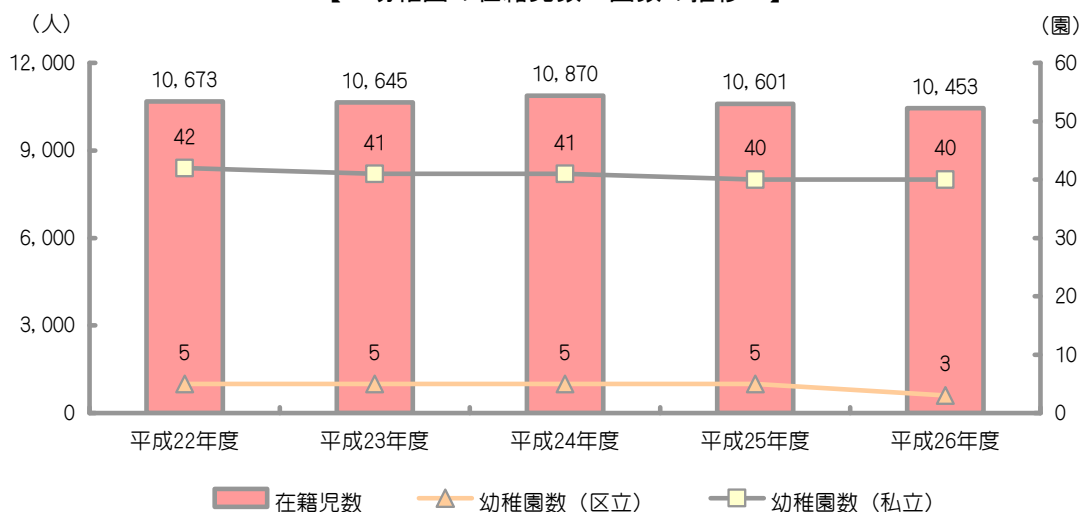
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成20年度	8人	118人	82人	43人	3人	0人	254人
平成21年度	24人	194人	147人	59人	5人	0人	429人
平成22年度	49人	267人	158人	77人	1人	0人	552人
平成23年度	70人	248人	172人	74人	0人	0人	564人
平成24年度	59人	301人	123人	39人	1人	0人	523人
平成25年度	76人	300人	150人	51人	1人	0人	578人
平成26年度	139人	237人	90人	21人	0人	0人	487人

資料：こども家庭部保育課（各年4月1日現在）

② 幼稚園の状況

幼稚園数は、現在 43 園で、区立 3 園、私立 40 園（幼稚園型認定こども園を含む）となっています。在籍児数は、平成 26 年度には 10,453 人となっています。

【 幼稚園の在籍児数・園数の推移 】



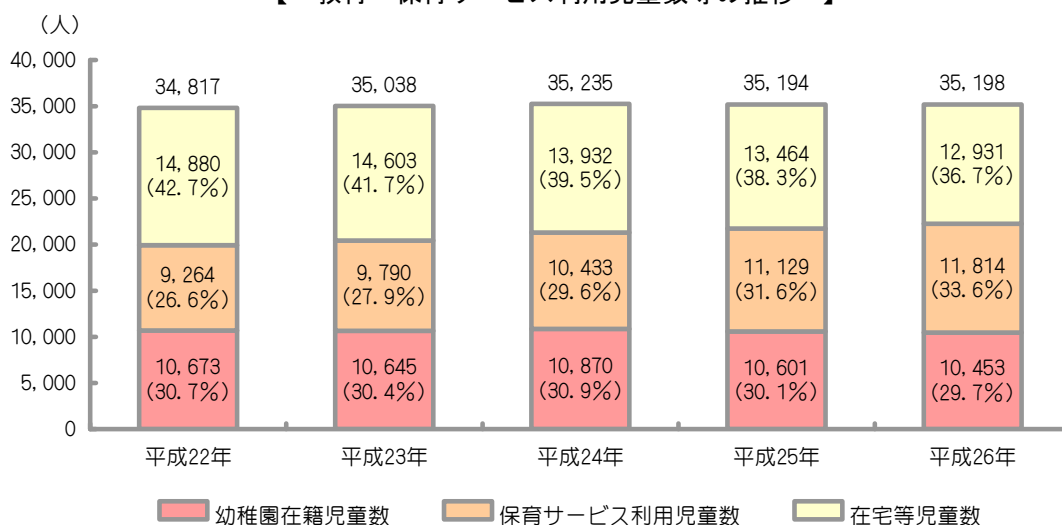
資料：「練馬区勢概要」、各年 5 月 1 日現在

※ 幼稚園在籍児数は、区内幼稚園に在籍する幼児の数であるため、区外在住者が含まれています。また、練馬区民で、区外幼稚園に通学している幼児の数は含まれていません。

③ 就学前児童の状況

保護者の就労状況の変化などに伴い、保育サービス利用児童が増えていますが、幼稚園在籍児童数と保育サービス利用児童数と在宅等児童数は、概ね 1 : 1 : 1 となっています。

【 教育・保育サービス利用児童数等の推移 】



資料：「練馬区勢概要」「練馬区教育要覧」等をもとに作成、各年 4 月 1 日または 5 月 1 日現在

※ () 内の数値は構成比です。

③ 多様な保育サービスの利用状況

病児・病後児保育、休日保育、保育所一時預かり、乳幼児一時預かり、短期特例保育の利用者数は年々増加傾向になっています。

【 多様な保育サービスの利用者数の推移 】

単位：延べ人日

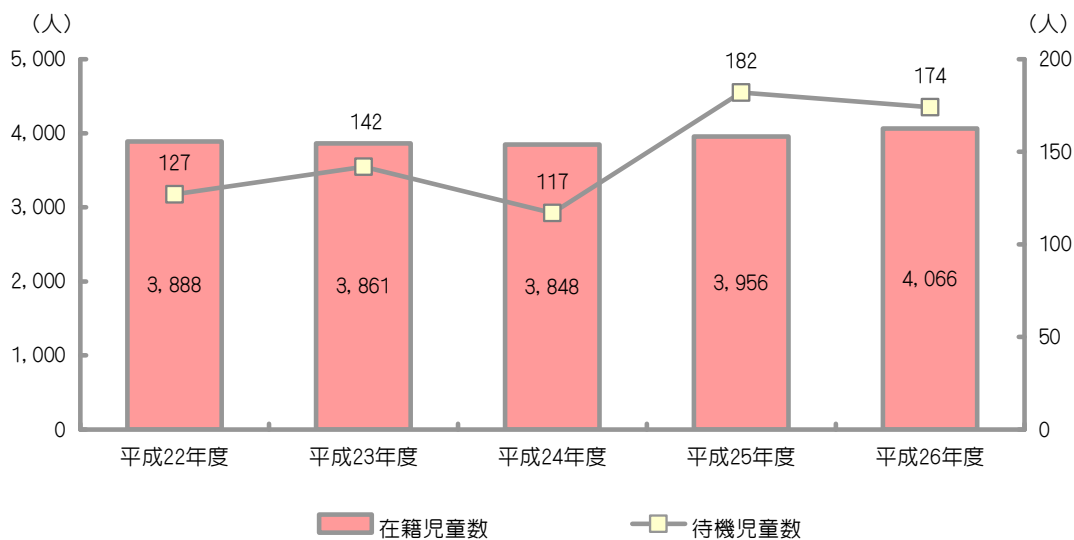
	年末保育	病児・病後児保育	休日保育	保育所一時預かり	乳幼児一時預かり	短期特例保育	ショートステイ (宿泊型一時預かり)	トワイライトステイ (夜間一時預かり)
平成20年度	227	2,697	340	5,173	4,357	1,032	814	1,415
平成21年度	284	2,661	558	5,282	5,752	1,627	863	1,798
平成22年度	284	3,199	665	6,059	9,072	1,056	1,233	2,304
平成23年度	289	3,239	744	7,628	9,563	995	1,452	1,914
平成24年度	127	3,700	656	7,895	10,311	1,162	1,350	2,349
平成25年度	145	4,606	925	9,575	10,773	1,413	1,297	1,496

資料：「練馬区勢概要」

④ 区立学童クラブの在籍・待機児童数の推移

在籍児童数、待機児童数ともに増加傾向となっています。

【 区立学童クラブの在籍・待機児童数の推移 】



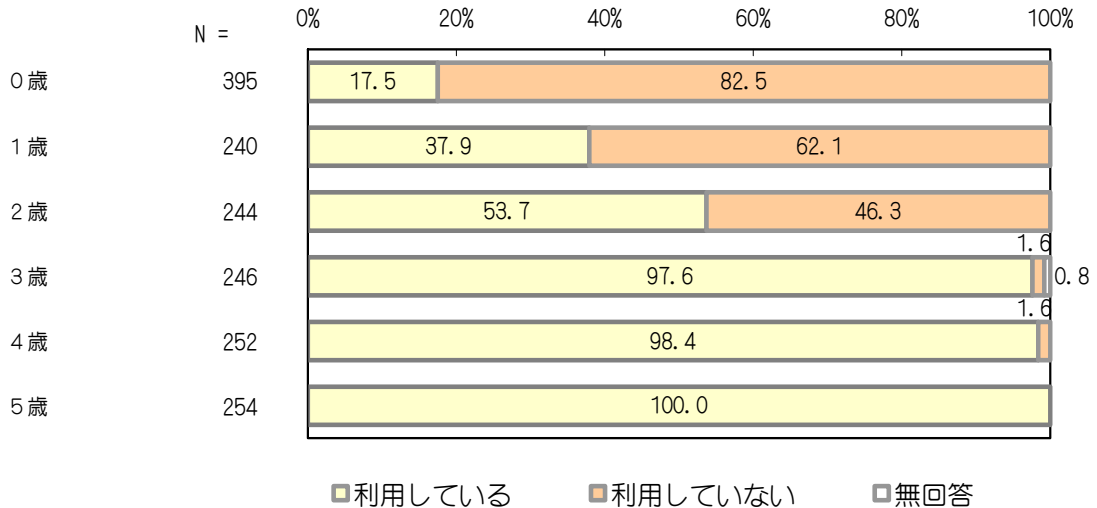
資料：こども家庭部子育て支援課（各年4月1日現在）

4 ニーズ調査から見られる現状

(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

【就学前児童調査】



区分	有効回答数(件)	保育事業の種類												その他	無回答
		幼稚園	私立幼稚園の預かり保育(定期的な利用のみ。認定子ども園の預かり保育も含まれます)	認定子ども園	認可保育所	認証保育所	保育室	家庭福祉員(保育ママ、駅型グループ保育室)	グループ型家庭的保育	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	ファミリーサポートセンター			
全体	1,047	46.4	3.5	1.8	36.4	8.3	1.4	1.1	0.2	0.4	0.0	0.3	4.3	0.5	
0歳	69	1.4	1.4	1.4	44.9	27.5	2.9	4.3	1.4	2.9	—	1.4	7.2	2.9	
1歳	91	—	—	1.1	56.0	25.3	3.3	7.7	—	—	—	—	6.6	—	
2歳	131	6.9	3.1	1.5	51.1	19.8	4.6	0.8	0.8	1.5	—	0.8	13.7	—	
3歳	240	57.5	2.9	2.5	34.6	3.3	—	—	—	—	—	—	3.3	0.4	
4歳	248	64.5	5.2	0.4	31.9	1.2	0.8	—	—	—	—	—	1.2	—	
5歳	254	68.5	4.7	3.1	24.8	2.4	0.8	—	—	—	—	0.4	2.0	0.4	

- 定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、年齢が上がるにつれ、「利用している」の割合が高くなっています。
- 年齢別で見ると、0～2歳で「認可保育所」、3～5歳で「幼稚園」の割合が高くなっています。

② 平日利用したい教育・保育事業

【就学前児童調査】

単位：％

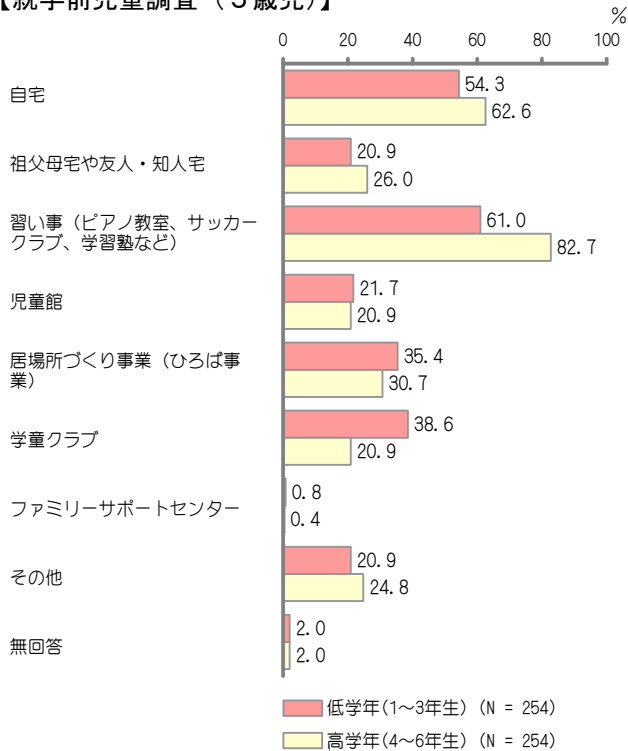
区分	有効回答数（件）	幼稚園	預かり保育のある幼稚園	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	認証保育所	保育室	家庭福祉員	グループ型家庭的保育	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	ファミリーサポートセンター	利用希望なし	その他	無回答
全体	1,631	15.3	22.3	12.5	37.0	14.9	13.7	3.9	3.9	1.0	2.7	1.3	6.4	7.4	0.7	31.4
0歳	395	0.3	3.5	4.8	40.8	21.0	22.8	4.8	7.8	1.5	1.8	2.0	7.6	19.0	0.5	29.4
1歳	240	0.4	7.5	8.8	39.2	15.0	19.2	5.0	5.8	1.3	3.8	1.3	9.2	10.8	0.4	40.0
2歳	244	1.2	7.0	10.2	37.7	11.9	15.6	5.7	3.7	1.6	1.6	2.0	8.2	6.6	1.6	44.3
3歳	246	26.4	37.4	21.1	37.4	12.6	9.8	1.6	1.6	0.4	4.5	0.8	4.5	0.4	0.4	28.5
4歳	252	32.1	34.9	13.9	30.6	12.3	4.4	2.8	0.4	1.2	2.8	0.4	5.6	0.8	0.8	31.0
5歳	254	39.0	53.1	20.5	34.3	13.0	5.9	3.1	1.6	—	2.4	0.8	3.1	—	0.8	17.3

- 全体では、「延長保育のある認可保育所」の利用を希望する人が37.0%と最も高くなっています。
- 年齢別で見ると、0～3歳では「延長保育のある認可保育所」の割合が約4割と高く、3～5歳では「預かり保育のある幼稚園」の割合が約4～5割と高くなっています。

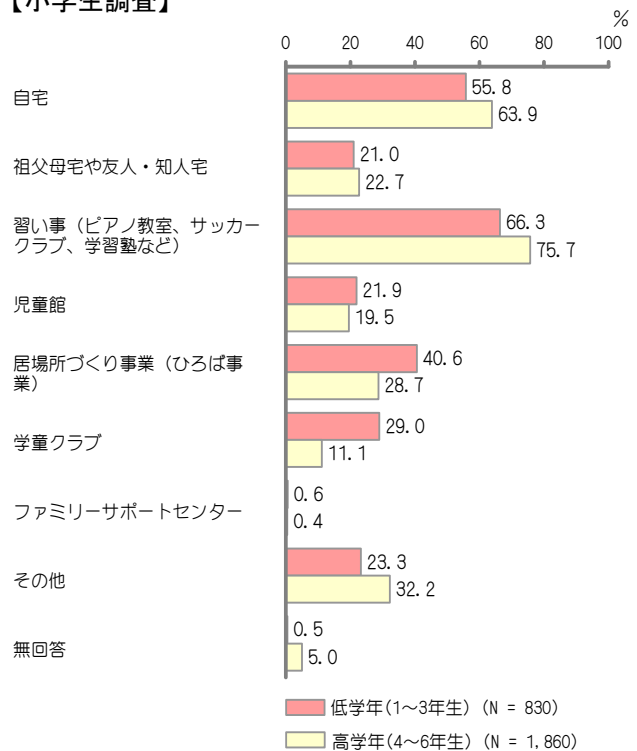


(2) 小学校就学後の放課後の過ごさせ方について

【就学前児童調査（5歳児）】



【小学生調査】



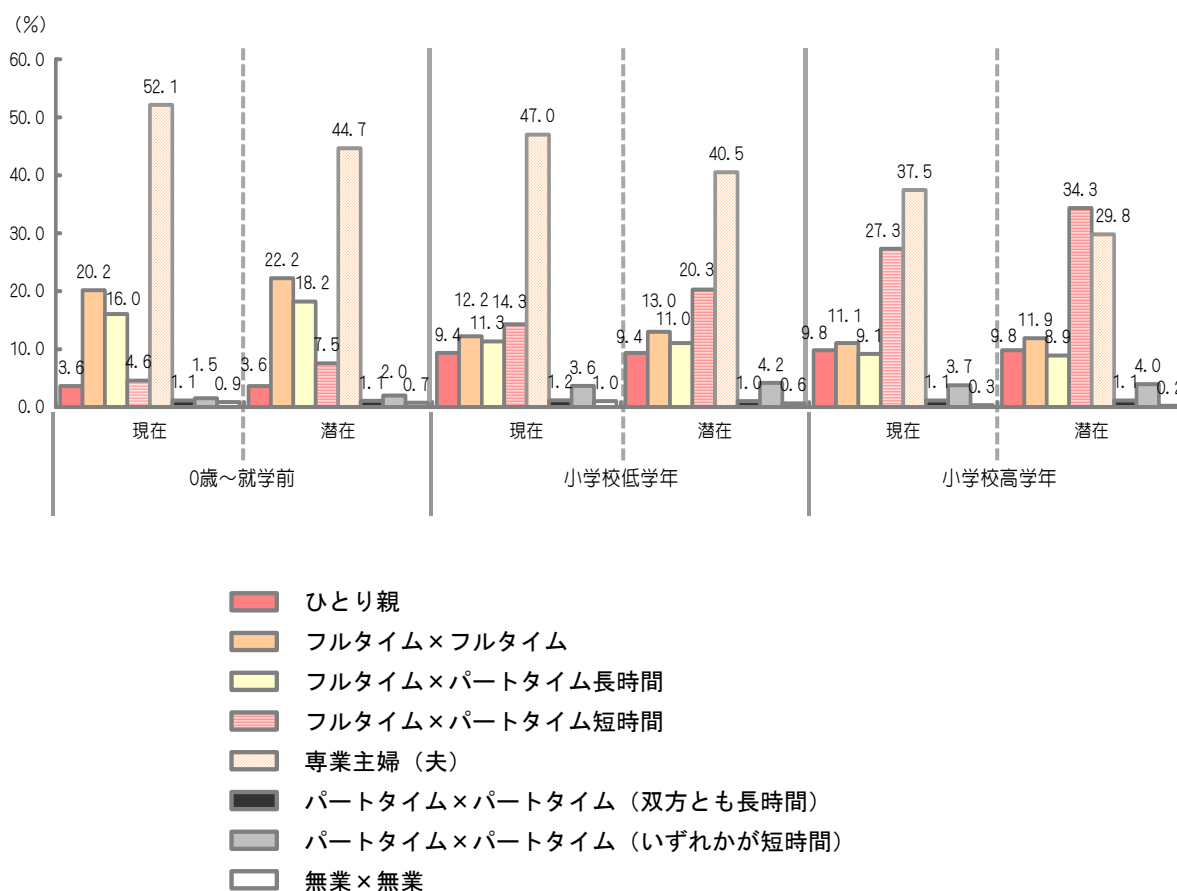
- 5歳児の保護者および小学生の保護者に、小学校低学年と高学年の放課後（平日の小学校終了後）の過ごさせ方についての希望を聞いたところ、どの区分でも「習い事」の割合が最も高く、約6～8割となっています。次いで「自宅」の割合が高く、約5～6割となっています。
- 「学童クラブ」の割合は、どの区分でも小学校低学年の希望は約3～4割となっていますが、小学校高学年の希望については約1～2割となっています。
- 「居場所づくり事業（ひろば事業）」の割合は、どの区分でも小学校低学年の希望は約3～4割となっています。また、小学校高学年の希望は約3割となっています。

(3) 世帯の就労状況について

教育・保育事業や地域の子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するために、国の手引きによる算出方法により、対象となる子どもの父母の就労状況等により、子育て家庭を8種類の類型に区分しました。この類型化した区分を「家庭類型」といい、「現在の家庭類型」と、母親の将来の就労意向を反映させた“潜在的な家庭類型”の双方を算出しました。

ニーズ調査結果から算出した「家庭類型」の割合は以下のとおりです。

【就学前児童・小学生調査】



パートタイム長時間の基準

月 120 時間以上の就労
または月 48 時間～120 時間の
就労で保育の利用希望あり

パートタイム短時間の基準

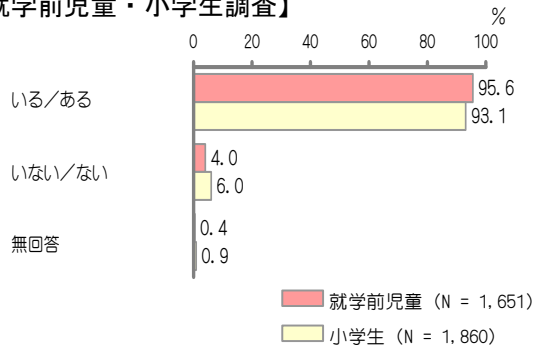
月 48 時間未満の就労
または月 48 時間～120 時間の
就労で保育の利用希望なし



(4) 子育て全般について

① 気軽に相談できる人はいるか

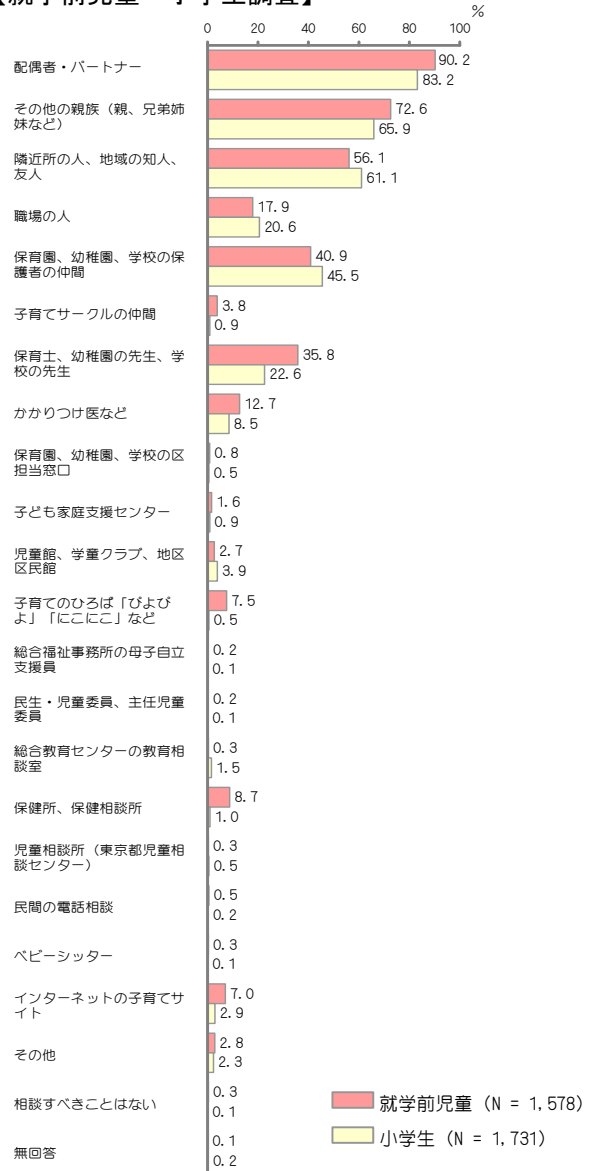
【就学前児童・小学生調査】



- 就学前児童調査、小学生調査ともに、「いる/ある」の割合が9割以上となっています。
- 就学前児童調査、小学生調査ともに、「配偶者・パートナー」の割合が最も高く、次いで「その他の親族(親、兄弟姉妹など)」「隣近所の人、地域の知人、友人」となっています。

② 相談者がいる人の相談先

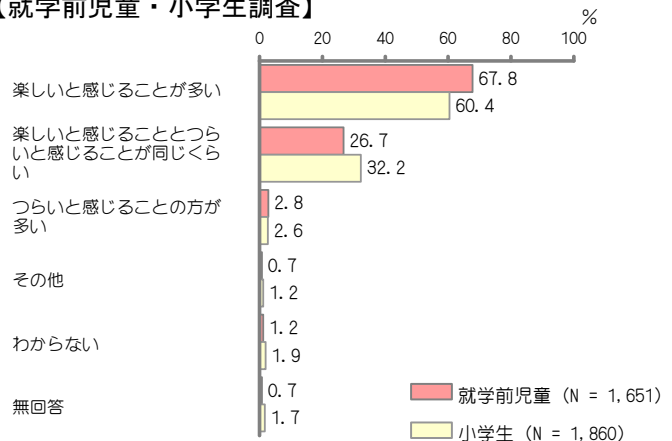
【就学前児童・小学生調査】



③ 子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うか

- 就学前児童調査、小学生調査ともに、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多いい」を合わせた割合が約3割となっています。

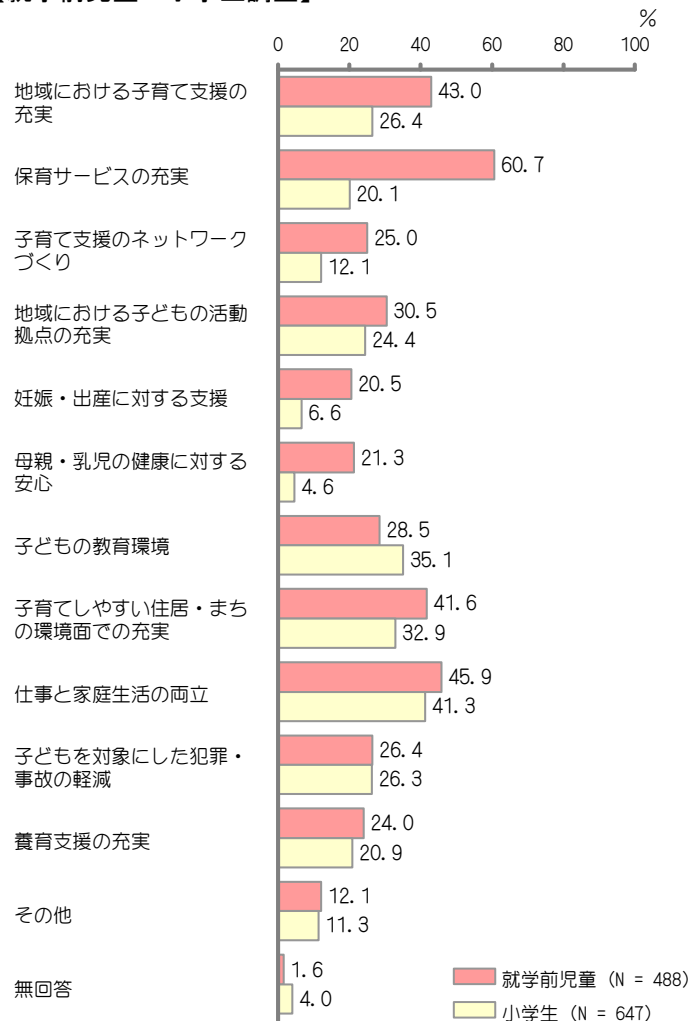
【就学前児童・小学生調査】



④ 子育てをする中でどのような支援・対策が有効か

- 就学前児童調査で「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多い」と回答した方について、子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じているかでは、「保育サービスの充実」の割合が60.7%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立」の割合が45.9%、「地域における子育て支援の充実」の割合が43.0%となっています。
- 小学生調査については、「仕事と家庭生活の両立」の割合が41.3%と最も高く、次いで「子どもの教育環境」の割合が35.1%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が32.9%となっています。

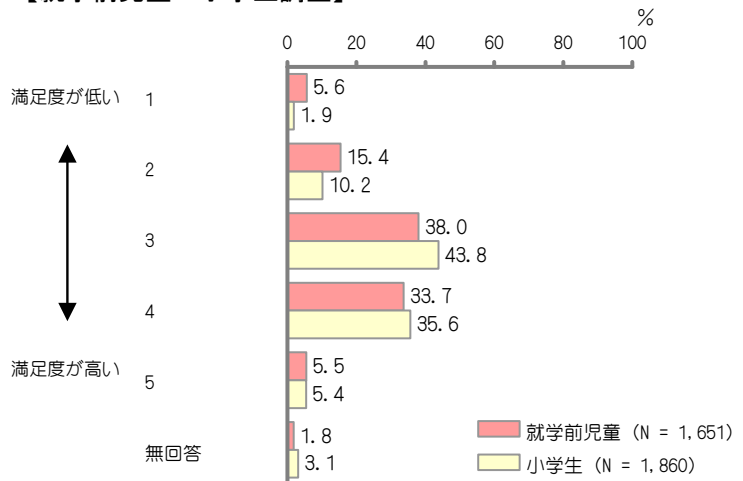
【就学前児童・小学生調査】



⑤ 練馬区における子育ての環境や支援への満足度について

- 就学前児童調査では、「3」の割合が38.0%と最も高く、次いで「4」の割合が33.7%、平均3.18となっています。
- 小学生調査では、「3」の割合が43.8%と最も高く、次いで「4」の割合が35.6%、平均3.33となっています。

【就学前児童・小学生調査】



「練馬区の子育て支援にあればいいな、と思うこと」

～子ども・子育て会議公募委員のつばやき～

昨年、娘が区立の保育園を卒園したのだが、卒園前のある日のこと。

「お父さん、『ひきつぎ』ってなに？」
と尋ねてきた。

聞くと、「私たち、卒園するから、畑の『ひきつぎ』をしたんだよ」とのこと。

娘が通っていた保育園では、少し離れた場所に畑を借りて、トウモロコシやナスを育てていたと知り、「さすが練馬区」と感心した。と同時に、もっとアピールしてもいいのにな、とも感じた。

練馬区は、都内最大の農地面積を持つ。また、公園・緑地合わせると640か所にも上るらしい。

都心に近く、便利であるにも関わらず豊かな緑を持つこの環境を、子育て支援にも活かさないだろうか。「練馬らしい子育て支援」を期待したい。

前述の「保育園が借りてる畑」も、保育士だけが対応するのではなく、保護者参加を募ればより充実した「農作物」が収穫できるだろう。また、その農作物を給食に利用すれば「食育」にもなる。さらに「親子で畑仕事」による親子のコミュニケーション、さらに親同士のつながり、親と地主さんとのつながり…と、複合的なメリットも考えられる。

「待機児童解消」も重要なことではあるが、さらにそこに付加価値をつけ、広くアピールすることで、私を感じた「さすが練馬区」を皆が享受できればと思う。

娘が教えてくれたその畑は、今は同じ保育園に通う下の息子がしっかり引き継いで、楽しく農業体験をしているようだ。お父さんも一緒にトウモロコシ食べたいぞ。



練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」
©練馬区

5 その他の参考資料

(1) 平成 25・26 年度子ども・子育て会議委員名簿

①子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者（公募区民）

No	氏名	選出区分	備考
1	川本 耕司	公募	
2	高口 陽子	公募	
3	佐藤聖太郎	公募	
4	森 飛鳥	公募	平成26年5月11日まで
5	尾原 亮子	公募	平成26年5月12日から
6	若松美奈子	公募	

②事業主を代表する者

No	氏名	選出区分	備考
1	興津 房江	練馬区産業連合会	
2	三宅 泉	東京商工会議所練馬支部	

③子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

No	氏名	選出区分	備考
1	里中 千草	練馬手をつなぐ親の会	
2	高橋 八映	練馬区私立保育園協会	
3	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会	
4	土田 秀行	練馬区放課後子どもプラン運営委員会	
5	西村 陽子	練馬区認証保育所協議会	

④子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

No	氏名	選出区分	備考
1	【副会長】川合 貞子	東京家政大学教授	
2	【会長】広岡 守穂	中央大学教授	

⑤その他区長が必要と認める者

No	氏名	選出区分	備考
1	内田 弘美	練馬区民生児童委員協議会	平成26年2月2日まで
2	新井 直江	練馬区民生児童委員協議会	平成26年2月3日から

(意見聴取等)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。



～新しい成熟都市・練馬をめざして～

練馬区子ども・子育て支援事業計画

平成 27（2015）年度～ 31（2019）年度

平成 27 年 3 月

発行 練馬区教育委員会事務局子ども家庭部子育て支援課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号

TEL 03-3993-1111（代）

FAX 03-5984-1220

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>